

帝国日本の「外地」と国外における「内地人」に対する 徴兵制適用問題

長瀬大樹

目次

はじめに

- 一 徴兵制の施行と朝鮮国への拡大
 - 二 徴兵制の外地への適用と国外への拡大
 - 三 外地における徴集猶予特例 台湾総督府官吏を事例として
- おわりに

はじめに

本論は、明治三二（一八八九）年に全面改正された徴兵令¹（以下本論では「明治三二年徴兵令」と記載する）から昭和二（一九二七）年の該令全面改正にあたる兵役法までの時期を対象として、帝国日本の「外地」、すなわち台湾・朝鮮・樺太などを中心とした地域と、その周辺の清国・極東ロシアにおける内地人への「徴兵制の適用」過程を明らかにすることを目的とする。

明治三二年徴兵令が制定されて以降、帝国日本においては、「内地人」（本論では「戸籍法の適用を受ける者」を内地人と定義する）は世界のどこに居住していても徴集の対象となり、海外渡航を理由とした徴集猶予の届出を行うことで徴集の対象外となっていた。帝国日本最初の「外地」たる台湾においても、台湾に徴兵令と戸籍法の施行を行わなかったために、徴兵令が未施行でありつつも、本籍地は内地におかなければならないという状況を作り出すことにより、台湾に居住する「内地人」も実質的に徴兵の対象となった。

従来の徴兵制に関わる研究においては、特に「徴兵忌避」と「兵役負担」に関する研究が蓄積されてきた。前者に関する研究は、大江志乃夫氏の研究²を代表として、徴兵という苦役への民衆の積極的、あるいは消極的な抵抗と、それに対する体制側の硬軟とりあわせた対応という観点から、徴兵制の社会的側面を中心に明らかにしてきた。後者の「兵役負担」の問題に関する研究としてまずあげられるのは、加藤陽子氏の研究³である。加藤氏の研究は、兵役をいかに民衆に負担させるか、という観点から徴兵制度の変遷を分析したものであり、徴兵制の通史的研究と位置づけることが出来る。また、制度史的な観点からは、明治三二年徴兵令の制定にいたるまでの過程を明らかにした松下芳男氏の研究⁴が挙げられるだろう。

これらの徴兵制に関する先行研究の中で、度々言及されてきたのが、「本籍地徴集主義」である⁵。これは、徴兵

検査および軍隊への入営及び軍隊の兵士の供給源である公共団体を、兵士の本籍地と結びつける制度で、例えば遠藤芳信氏は、本籍地を管轄する軍隊において徴兵検査を受検し、入営させることによって、兵士の最大の供給源といえる農村における社会的構造を軍隊内に反映させ、軍隊の質・秩序を確保しようとしたものと定義している。⁶⁾

これらの先行研究の中で、未だ全体像が明らかにされてこなかったのが、「外地」に居住する「内地人」に如何にして徴兵制を適用していったかという問題である。

例えば、前掲の加藤陽子氏の研究では、明治二八（一八九五）年の徴兵令改正による外国における徴集猶予の拡大、明治三九年徴兵令改正と明治三九年勅令第三一八号による外地および一部の東アジア地域を含む海外における徴兵検査の実施、大正八年徴兵令改正に基づく海外渡航による合法的徴兵忌避への歯止めについて触れられている。しかしながら、その視点はあくまで内地にあり、その結論にもあるように、徴兵という負担をいかにして負わせてきたのかという点に重点が置かれていると言つてよい。

また、池山弘氏の研究⁷⁾では、「海外渡航を利用した徴兵忌避増加への陸軍省の対応」として、明治三二年徴兵令以前の免役条項を利用した徴兵忌避、そして逃亡という非合法的徴兵忌避を経て、「海外渡航」という形で大々的に行われた「合法的徴兵忌避」の実態を明らかにし、外地・外国の居住地における徴兵検査の拡大についても言及している。ここでは、「移民保護法に於ける外国の範囲の縮小は、外国と見做されない地域への移民が、府県庁の管理から自由化されることを意味するのに対して、徴兵令に於ける外国の範囲の縮小は、外国の範囲から除外された地域に於ける、徴兵強化⁸⁾」を意味したことを明らかにし、陸軍と府県庁の政策の不一致から、陸軍は効果的な「海外渡航を利用した合法的徴兵忌避」への対処をなしえなかったとしている。しかし、池山氏の研究は、あくまで「徴兵忌避のための海外渡航」という問題関心に重点を置いたため、外地および国外における内地人に対する徴

兵制の適用に関して発生した問題について論及していない。

さらに、日本の居留民に関わる研究をみると、小林元裕氏の研究は、昭和一二(一九三七)年以降の華北における日本居留民の実態を研究したもので、日中両軍衝突の「前線」かつ「銃後」という特異な地域における居留民社会内の「居留民会」、「在郷軍人会」および「国防婦人会」といった組織と、華北で行われた徴兵検査について論じたものである。しかし、小林氏が史料的に依拠したものは、主に『昭和十五年 北支領事館警察署 第二回保安主任会議事録』¹⁰であることから、あくまで日中戦争開戦後の現地の情勢のみを押さえているに過ぎず、さらに現地における徴兵検査の実施に関して「華北でも一九三九年から徴兵検査が実施されたと考えられ」¹¹としたが、これは誤りである。中国における日本の徴兵検査は、清国時代の明治三九年の勅令第三一八号「台湾、樺太、韓国、清国等二在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」において制度的に確立し、翌明治四〇年には実際に検査が開始されており、明治四一年以降には公刊物にその結果が掲載されている。例えば明治四一年の清国(当時)内では天津・遼陽・鉄嶺・公主嶺・安東・芝罘・上海・廈門・大連で計一二二〇名が徴兵検査を受検していた。その後も清国における徴兵検査は、管轄や徴兵検査地を変更させつつ継続的に行われていた。

他方、外地に居住する内地人社会に言及した研究として木村健二氏の研究がある。該研究は、居留に関する制度、現地での生活、余暇・娯楽・宗教などを論じた中で明治三六年勅令第一五二号「台湾居住者及韓国在留者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」による徴兵検査の開始について明らかにした唯一の研究といえる。だが、木村氏の研究の主題は朝鮮に居留する日本人の生活態様であり、徴兵検査の実施に至った経緯については言及されていない。

以上の先行研究に加えて、「外地」、すなわち日本統治下の台湾や朝鮮、樺太における徴兵制研究は、植民地人あるいは「外地人」、すなわち、台湾人(漢民族・原住民族)や朝鮮人が、各種軍役・軍夫・志願兵・徴兵といった

形で軍隊へと動員されていく過程が対象として進められてきた。一方で、先述のとおり外地に居住する「内地人」がいかにして徴兵制に組み込まれていったかは、明らかにされてきたとは言いがたい。

以上の先行研究を踏まえ、本論の意義は、帝国日本の軍隊と戦争遂行を支えた徴兵制度の動揺と再編の契機として、外地における徴兵制度の適用に係る諸活動を捉えることにある。帝国日本の徴兵制度は「本籍地徴集主義」を採り、地域と密接に結びついていたことに加えて、戸籍法の施行されている「内地」を前提としており、外地を領有するということは想定されていなかった。つまり、外地における徴兵制度の適用は、帝国日本の戸籍法の存在と、「本籍地徴集主義」を前提とした徴兵制度そのものに矛盾を問いかけることになる。その後、帝国日本は昭和一六（一九四一）年の兵役法（昭和二（一九二七）年に徴兵令を全面改正し、「兵役法」となった）改正により、「本籍地徴集主義」を放棄し、「現在留地徴集主義」へと転換が行われることになる。また、同様に帝国日本は朝鮮をはじめとした「内地」に隣接した外国に徐々に徴兵の範囲（外国在留を理由とした徴兵猶予が認められない範囲）を拡大していくこととなるが、こちらも昭和二年兵役法により、在留日数を基準とした徴集猶予へと切り替えられていく。

帝国日本は、徴兵令と戸籍法の矛盾に直面したとき、いかにして国民皆兵の原則と、外地の円滑な統治という二つの対立する事柄を妥協させていったのか、徴兵忌避や徴集人員の確保という目的から、いかにして徴集猶予の認められない外国を拡大していったのか、その妥協や徴兵忌避への対応こそが、徴兵制度を変容させていく下地だったのではないか、という問いが本論の問題意識である。

かかる問題意識から、本論では、外地における徴兵制の適用・拡大問題が帝国日本の徴兵制の動揺と再編に与えた影響を明らかにする。本論では台湾を分析の中心に置き、朝鮮や樺太等へ適宜言及することにより、外地全体の

状況の俯瞰的把握を試みたい。本論の構成は次のとおりである。

まず第一節では、内地における徴兵令の適用を概観した上で、徴兵令の朝鮮国への拡大過程を明らかにする。日本の近代的徴兵制度は明治五（一八七二）年の徴兵告諭と明治六（一八七三）年の徴兵令からはじまるが、当初から全国に統一して施行されたわけではなく、北海道・沖縄・小笠原諸島などにおいて施行が見送られていた。その見送りにされてきた理由は、のちの「外地」に通じるものがあることから、外地に対しての適用を見る前提としてこれを考察していく。このほか、台湾領有とほぼ同時期に、明治二年徴兵令の改正により、朝鮮国在留の日本人も徴兵の対象となっており、徴兵制の拡大の端緒として、これについても論究していくことにする。

次に、第二節では台湾を中心として、外地への徴兵制の適用で生じた諸問題と、徴兵検査の実施について検討していく。日本が領有した台湾に居住する内地人は、本籍が内地にあることから徴兵令が適用され、徴集の対象となった。しかし、徴兵検査は内地で受検しなければならなかったことにより、統治上重大な問題を惹起することになった。すなわち、台湾において台湾総督府に奉職する官吏やその他の職種の者たちも、徴兵検査を受け、場合によっては徴集され兵役に服さなければならないという問題である。つまり、徴兵検査を受検するだけでなく、台湾から時間と費用をかけて内地に帰らなければならなかったのである。これによる弊害は官吏等だけでなく、商店などに勤める民間人にも共通していた。第二節では、これらの問題を解決するため、台湾島内において徴兵検査が行えるように制度が改正されていく過程と、台湾を先駆として朝鮮、樺太等の外地に徴兵制が適用されていく過程を考察する。

そして第三節では、外地における徴兵検査の実施と並ぶ一大問題であった徴兵猶予特例問題について台湾を事例として論ずる。台湾においては、治安や気候の問題から渡台しようとする内地人の数はもとより少なく、通訳や

教師など、台湾語等を習得しなければならぬ職種も存在した。そこで、台湾総督府は、彼等の徴集猶予を画策し、陸軍省に一年限りで徴集を猶予することを認めさせることに成功する。次いで、台湾総督府国語学校に奉職する教員等の一年志願兵制度や六週間現役兵制度を、内地と同等に認めさせていく。本節ではこの過程を考察する。

最後に、本論の課題である帝国日本の徴兵制の動揺と再編に与える下地となった「外地要因」について総括的に論じることしたい。

一 徴兵令の施行と朝鮮国への拡大

(1) 徴兵令の北海道、沖縄県、小笠原諸島への施行

帝国日本における徴兵制は明治五(一八七二)年の徴兵告諭と、明治六(一八七三)年の徴兵令の公布により開始されたが、徴兵令は全国一律に適用されたわけではなかった。すなわち、開拓が優先された北海道、旧慣により徴兵の負担に民衆が耐えられないと判断された沖縄県、そして遠隔地かつ島嶼部である小笠原諸島においては、徴兵令の実質的な適用が見送られたのである。そして、明治三五(一九〇二)年にかけて、これらの地域においても段階的に施行・実施がされていくが、まずはその過程を見ていくことにする。¹⁶⁾

明治六(一八七三)年の徴兵令¹⁷⁾では、特に北海道および沖縄などで徴兵令の未施行については明言されていない。しかし、明治一六(一八八三)年の改正¹⁸⁾においては、末尾の軍管・師管の管轄表の末尾に「徴兵八現今沖縄県ニ之ヲ行ハス北海道ニ於テハ第七軍管ノ鎮台ヲ設クル迄函館県管下函館江差福山三箇所ヲ限り之ヲ行ヒ第二軍管ノ管轄ニ屬セシム」として、沖縄県では徴兵を行わず、また北海道の函館・江差・福山の三地域(戊辰戦争後に配置された令制国)においては、徴兵を行うものの、第七軍管の鎮台が設置されるまでは第二軍管、すなわち仙台鎮台に入

管させることとなった。そのため、第七軍管の管轄となる、渡島、後志、石狩、天塩、北見、胆振、日高、十勝、釧路、根室、千島の地域(令制国)においては徴兵が行われることはなかった。

また、伊豆七島そして小笠原諸島においても、徴兵令に明記されなかったが、実質的には徴兵が行われていなかった。明治一七(一八八〇)年二月に東京府知事芳川顕正が陸軍卿海軍卿(兼任)の川村純義に向けた上申を見てみよ¹⁹⁾。

伊豆七島及ヒ小笠原等ニ於テ徴兵令執行ノ儀ニ付上申

当府下伊豆七島八丈島小島青ヶ島之二属又大島三宅島利島新島神津島御蔵島ノ儀ハ去ル明治十一年一月静岡県ヨリ当府へ所轄換ノ際該島徴兵ニ関スル事務一切引続キ之ナキニ付照会ヲ遂ケシ処旧足柄県所轄タリシ以来該島ニ於テ徴兵ノ儀嘗テ執行セシコト之ナキ旨回答之アリ又小笠原島ノ儀ハ去ル明治十三年十月当府管轄ニ属セラレシ以前ヨリ徴兵ノ儀御執行之ナク候得共早晚実施致サステハ相叶ハサル儀ト存セサレ候ニ付其方法等種々考按致候得共如何セン該地タルヤ絶海ノ小島嶼ニシテ土壤富饒ナルニアラス居住人民モ亦僅少ナルヲ以テ内地トノ往来甚々疎少ニ之アリ随テ内地トハ全ク事情ヲ異ニシ内地一般ノ政令ト雖モ未タ該島へハ施行セラレサルモノ往々之アリ(中略)其他郡区編成府県会地方税町村会法ノ如キモ未タ施行セス今仮リニ右等ノ例ニ関セス徴兵令ニ限り之ヲ施行セントスルモ海路常ニ風波悪シク季節ニヨリ殆ント往来ヲ絶テ候間徴兵調査ノ時季ニ臨ミ彼地ヨリ検丁ヲ召喚セントシ亦当該官吏等ヲ彼地へ派出セシメントスルモ未タ渡航ノ弁ヲ得ズ右ノ次第二テ目今内地一般ノ方法ハ何分施行相成力タク候条該地ニ限り特別ナル募兵方法等御施行相成リ候。又八島地ノ状態一段相進ミ且船舶ノ往来等其便ヲ得ルノ日ヲ俟テ御施行相成度此段及上申候也

明治十七年十二月三日

東京府知事芳川顕正

陸軍卿伯爵川村純義殿

海軍卿伯爵川村純義殿

すなわち、この上申は、静岡県から引き継いだ伊豆七島と、明治一三(一八八〇)年に内務省直轄から東京府の管轄となつた小笠原諸島、この二箇所において、それぞれ徴兵事務を行うべきかどうか、という照会である。伊豆七島は、旧足柄島の時代より、「該島ニ於テ徴兵ノ儀嘗テ執行セシコト之ナ」く、徴兵そのものを実施してこなかつた。また、小笠原諸島は「明治十三年十月当府管轄ニ属セラレシ以前ヨリ徴兵ノ儀御執行之ナク」という状況で、小笠原諸島が東京都でははななく内務省直轄の時代から徴兵は行われていなかった。そして、「其方法等種々考按致候得共如何セン該地タルヤ絶海ノ小島嶼ニシテ土壤富饒ナルニアラス居住人民モ亦僅少ナルヲ以テ内地トノ往来甚タ疎少ニ之アリ」と、小笠原諸島が絶海の孤島であり、住民は少なく、内地との往来も極めて少ない状況にあり、「徴兵調査ノ時季ニ臨ミ彼地ヨリ検丁ヲ召喚セントシ亦当該官吏等ヲ彼地ヘ派出セシメントスルモ未タ渡航ノ弁ヲ得ズ」と、徴兵検査にあたる官吏の移動が困難であるという地理的状況、「内地一般ノ政令ト雖モ未タ該島ヘ八施行セラレサルモノ往々之アリ」、「郡区編成府県会地方税町村会法ノ如キモ未タ施行セス」という、内地に比較して行政制度が未発達であるという状況から、「該地ニ限り特別ナル募兵方法等御施行」するか、あるいは「島地ノ状態一段相進ミ且船舶ノ往来等其便ヲ得ル」日を待つてから徴兵令を施行してほしいという内容の照会であつた。

この照会を受けて、陸軍省は以下の指令案を作成するとともに、海軍省に対し問題が無いかわせを行い、海軍省からの承諾を得た。²¹⁾この指令は、

指令按

書面之趣小笠原島八当分施行セス伊豆七島八来明治二十年ヨリ施行スヘシ

但東京鎮台協議ノ上調査ノ方法取調陸軍省ノ認可ヲ受クヘシ

というものである。つまり、小笠原諸島では当分徴兵を行わず、伊豆七島においては明治二〇（一八八七）年から徴兵を行うとともに、その方法については東京府と東京鎮台の協議を行うように、というものであった。その協議の結果、東京府は「伊豆諸島徴兵調査方法」をまとめ、陸軍省の許可を得て明治二〇（一八八七）年度より伊豆七島において徴兵検査を行うこととした。⁽²²⁾

このように、明治一〇年代の徴兵令では、基本的には法律を施行しつつも、北海道（一部）、沖縄、小笠原などの諸地域において、実質的に徴兵を行わないという方式を取ったのである。

明治二二（一八八九）年一月、法律第一号「徴兵令改正」により、徴兵令は全面的に改正された⁽²³⁾（以下、この改正による徴兵令を「明治二二年徴兵令」と呼称する）。該令第三三条には「本令八北海道ニ於テ函館江差福山ヲ除クノ外及沖縄県並東京府下小笠原島二八当分之ヲ施行セス」との規定が設けられ、北海道における函館、江差、福山（いずれも後述する渡島国の一部）以外の地域と、沖縄県、そして東京府の小笠原諸島においては、徴兵令を施行しないという方式が採られた。すなわち、それ以前の徴兵令は「法律は施行しつつも徴兵はしない」ものであったのに対し、「法律を施行しない」という方式に変更したのである。なおこれとほぼ同時期に、鎮台制が明治二二（一八八七）年に廃止され、師団制になっていた⁽²⁴⁾。この条文は後に「当分之ヲ施行セス」から「漸ヲ以テ之ヲ施行

又其時期区域(中略)八勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と改正された。²⁵⁾

同様に、勤務演習や簡閲点呼に關しても、明治三年一〇月陸軍省令第二九号²⁶⁾において、「陸軍予備後備下士兵卒ニシテ北海道徴兵令未行地ニ転籍スル者八当分勤務演習及簡閲点呼ニ召集セス」として、北海道の徴兵令未施行地に転籍した場合に免除されていた。

日清戦争後となるが明治二八(一八九五)年九月には、北海道のうち、渡島・後志・胆振・石狩の四国にも翌年明治二九(一八九六)年一月より徴兵令を施行することを規定した、明治二八年九月勅令第一二六号「北海道二徴兵令ヲ施行スルノ件」²⁷⁾が制定された。

この勅令の制定理由書²⁸⁾を見てみよう。制定理由書では、三項にわたり、この北海道の四国に徴兵令を施行する理由を述べている。第一項では、「従来ノ徴兵令施行地函館、江差、福山ノ三箇所ヨリ出入所ノ壮丁八以テ其現役徴員ヲ充スニ足ラス」状況であり、函館・江差・福山の、渡島国の一部の地域のみでは徴集可能な兵員には足りないことから、さらなる兵員を集める必要があった。そこで、「北海道輓近ノ人口ヲ調査スルニ渡島、後志、胆振、石狩ニオケル人口^{下男口、以}同シ八実二十六万余ニシテ全道人口ノ約六分ノ五ヲ占ムル」と、この四箇国の人口は北海道でも有数の多さであったことから、これらの地域に徴兵令を拡大することとした。ただし、北海道開拓への考慮も有り、第二項では「四箇国ニ移住シ開墾其他一定ノ生業ニ従事スル者ノ徴集ヲ猶予セントスルハ専ラ胆振、石狩二箇国ノ為メニ設クルノ特典」であるとし、第三項では屯田兵の徴集猶予を設けることにした、としている。

さらに明治三〇(一八九七)年七月、勅令第二五七号により前述の明治二八年九月勅令第一二六号が改正され、²⁹⁾明治三一(一八九八)年一月より、渡島以下四箇国に追加して、天塩、北見、日高、十勝、釧路、根室、千島の七箇国にも徴兵令が施行されることとなった。これにより、北海道の全域に徴兵令が適用されることとなった。

また時を同じくして、明治三〇年八月、勅令第二五八号「沖繩県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行スルノ件」³⁰⁾が制定され、沖繩県および小笠原諸島にも徴兵令が明治三一（一八九八）年一月より施行されることとなった。しかし、沖繩県に対しては、該令第二項で「沖繩県壯丁ニシテ徴集ニ応スルトキハ従来ノ産業ヲ維持スルコト能ハスト認ムル者ハ特ニ徴集ヲ免除ス」ることとなり、³¹⁾ また小笠原諸島においても、該令第三項にて「小笠原島ニ転籍移住シ開墾其ノ他一定ノ生業ニ従事スル者ハ転籍移住ノ後五箇年ニ滿ツル迄徴集ヲ猶予ス」として、開墾に従事する者は転籍移住後五年は徴集猶予される特典措置が用意された。

この明治三〇年八月勅令二五八号制定時の閣議決定書によれば、

別紙陸軍大臣請議沖繩県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令施行ノ件ヲ審査スルニ沖繩県ハ今ヤ民政モ内地ト稍其制ヲ同シ且徴兵令ヲ施行スルモ最早顧慮スヘキノ事情存スルナキノミナラス九州第二師管ノ人口ニ対スル徴集人員ノ平均ヲ得ル上ニ於テモ該令ヲ沖繩県ニ施行スルヲ必要トシ然レトモ該県ノ貢租及人頭税負担ノ關係上壯丁ニシテ徴集ニ応スルトキハ従来ノ産業ヲ維持スルコト能ハサルモノニ限り特例ヲ設ケ徴集ヲ免除スルヲ適當トス又小笠原島ノ如キハ今ヤ台湾ヲ除クノ外徴兵令未行ノ地無カラントスルノ時ニ当リ尚除外スヘキ事情ノ存スルナキヲ以テ該令ノ施行ヲ要スト謂フニアリテ允当ノ儀ト思考スレハ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

とあり、陸軍省の請議書に付された「沖繩県及東京府下小笠原島ニ徴兵令施行ヲ要スル理由」では、

一 琉球藩ヲ廢シ沖繩県ヲ置カレシヨリ十数年ノ久キニ亘リ未タ徴兵令ヲ施行セサル由縁ノモノハ當時去リ難

キ事情ノ存スルアリシモ今ヤ其事情ハ殆ント顧慮ヲ要セサルニ至リ且民政モ明治二十九年ニヨリ郡区制ヲ施行シ内地ト稍其揆ヲ同フシタレハ徴兵令ヲ施行スルノ好機ハ此時ニアリ(以下省略)

二

小笠原島ハ絶海ノ島嶼ニシテ其人口^{寄留者ヲ除ク}男女二千二百八人アリ之ニ徴兵令ヲ施行スルモ毎年徴集スヘキ

人員ハ平均三人ニ過キサルヲ以テ帳簿上数多ノ手数ヲ要スルニ比スレハ得失相償ハサルカ如シト雖モ抑兵役義務ノ負擔ハ全国均一ナラサルヘカラスシテ土地ノ遠近人口ノ多寡ヲ以テ論スヘキモノニアラス今ヤ北海道全部沖繩県ニ徴兵令ヲ施行シ台湾ヲ除クノ外徴兵令未行ノ地將サニ無カラントスルノ際シ尚ホ本島ヲ除外スヘキ事情ノ存スルヲ認メサルノミナラス本島ニ徴兵令ヲ施行スルハ名ヲ転籍ニ藉テ以テ兵役ヲ免カレルノ弊ヲ防遏センカ為メニモ亦之ヲ必要トス尤モ本島拓殖事業ヲ害スルカ如キ弊ナカラシムルカ為メ本案ノ除外例ヲ設ケタリ

三

沖繩県壯丁ニ限り徴集ニ応スルトキハ従来ノ産業ヲ維持スルコト能ハサル者ノ徴集ヲ免除スル特例ヲ設ケントスルハ同県ハ未タ地租ノ改正ヲ決行セラレサルヨリ貢租ノ負擔過重ニシテ然カモ均一ナラス殊ニ宮古八重山二郡ノ如キハ依然人頭税ノ賦課ヲ受ケ貧富ノ等差ニ関セス年齢ノ区分ニヨリ一様ニ重税ヲ負擔シ居ルヲ以テ壯丁現役ニ服スルトキハ其者ノ負擔額ハ他ノ家族代ワリテ之ヲ納付セサルヘカラス斯ノ如クナルトキハ家族之負擔益々過重ナルノミナラス多クハ壯丁ノ労働ニヨリ納税ヲ為シ得ルモノナレハ之ヲ徴集スルトキハ其産業ヲ維持スルコト能ハサルニ至ルヤ必セリ然レトモ斯クノ如キ多額ノ国税ヲ納ムル者ヲ以テ直ニ家族自活シ能ハサル者トナシ徴兵令第二十二条ヲ適用スルノ穩当ナラサルニ因ル

であるとして、沖繩県では、徴兵令が未だに施行されてこなかったものの、「去リ難キ事情」がなくなり、郡区制

も施行されたことから、徴兵令の施行には好機であること、また小笠原諸島は「絶海ノ島嶼」であり、「毎年徴集スヘキ人員八平均三人二過キサル」状況であったことから、徴兵検査を実施するには「得失相償ハサル力如シ」状況であったものの、北海道・沖縄を含む全国に徴兵令が施行されたこと、そして小笠原諸島に本籍を移して徴兵を逃れようとすることを防ぐため、小笠原諸島にも徴兵令を施行することとしたと認められる。ただし、沖縄県は「未タ地租ノ改正ヲ決行セラレサルヨリ貢租ノ負担過重ニシテ然カモ均一ナラス」との状況で、特に先島諸島(宮古郡・八重山郡)ではさらに「依然人頭税ノ賦課ヲ受ケ貧富ノ等差ニ関セス年齢ノ区分ニヨリ一様ニ重税ヲ負担シ居ル」状況であったことから、もし一家の重要な労働力である壮丁を徴兵されたならば、「其産業ヲ維持スルコト能ハサルニ至ルヤ必セリ」となることから、徴集を免除するという特例を設けることとなった。

つまり、大枠として、北海道では人口が希薄かつ開拓の促進という面から、沖縄では旧慣による負担への考慮から、小笠原諸島では人口が僅少かつ遠隔地という理由から、徴兵令の施行が遅くなったといえるだろう。そして、後述する外地や国外における徴兵制の適用に際しても、開拓の促進あるいは遠隔地という理由は、重要な問題となっていく。

(2) 徴兵制の朝鮮国への拡大

次に、明治二八(一八九五)年三月に行われた徴兵令の改正による、徴兵制の朝鮮国在住の日本人への適用について見ていくことにする。

日清戦争中の明治二八(一八九五)年三月、明治二二年徴兵令が改正され、第二一条第二項冒頭が「學術修業ノ為メ外国ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ満二十八歳迄徴集ヲ猶予ス」から「外国ニ在ル者朝鮮国ニ在ル者ヲ除クハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ猶予ス」と改められた³³⁾。つまり、この改正により、それまで出稼ぎや留学などで国外に居住する者は、

徴集猶予願いを出すことにより徴兵を免除されてきたところ、朝鮮国という外国に居住する者は徴集猶予願いを出すことが出来なくなり、徴兵の対象となったのである。

この改正に先立つて、陸軍省は外務省に対して以下の文書を送り、清国と朝鮮に在住する邦人の実態調査を依頼している。²⁴⁾

本邦ヨリ清国及朝鮮国ニ寄留スル人員徴兵調査上至急入用之趣有之候条乍御手数別紙書式ニ寄り御取調之上回報相成度

此段及照会候也

明治廿七年十一月廿八日

陸軍次官見玉源太郎

外務次官林董殿

これは日清戦争も中盤にさしかかった明治二七（一八九四）年一月末、陸軍省が外務省に対して、「至急入用」のため清国や朝鮮に居住する内地人の調査を依頼したものである。「別紙書式」を見ると、清国居住者は上海とその他、朝鮮居住者は京城・仁川・元山における明治三三（一八九一〇）年から明治二六（一八九三）年の居住者を、本籍を対馬に置く者とそうでないもの（つまり対馬以外の日本全域）で分類し、それぞれ二〇歳以上と二〇歳未満に項目を分けて、調査の実施が依頼されていたことがわかる。さらに備考には「本表寄留人員八各年末調査ノ人員トス但女子八記載ヲ要セス」と記されていた。翌々日の一月三〇日には外務次官より京城・仁川・釜山・元山領

事宛にこの依頼に係る照会文が発電されている。二月一九日には元山と仁川から返答が到着した一方で、京城および釜山の分は未着であり、また清国の分は日清間で戦争のため在外公館引き合い中で調査不能であったことから、二月二〇日、外務省は陸軍省に元山と仁川の分の回答を行った。最終的な調査結果は以下の通りである。

では、この調査は、どのような意図をもって行われたのだろうか。その前提として、軍制上の対馬という島嶼部の特殊性について確認しておこう。

島国である日本は、本土から隔絶した位置にある島、あるいは本土よりも外国のほうが近い島が存在する。これらの島も日本の領土である以上は防衛をせねばならず、文久元（一八六一）年のロシア軍艦対馬占領事件のように、諸外国の脅威にさらされる事態も発生していた。このような島嶼部に対しては、明治一九年一月、勅令第七五号「警備隊条例」³⁵により、「小笠原島佐渡隠岐大島沖縄津島ノ諸分営ニ漸次警備隊ヲ置ク」とされて警備隊を設置することが可能となった。さらに同年同月、閣令第三二号により対馬に警備隊が設置された。³⁶

ここで明治一九年一月勅令第七五号「警備隊条例」の上奏文³⁷を見てみよう。この上奏文には、「曩ニ本邦沿海諸島ノ内小笠原島外六島ヲ分営ト御定メ相成候処該島嶼之儀ハ何レモ枢要ノ地ニシテ護国ノ警備不可欠」であり、「本土ニ遠隔シ且波頭ノ険アルニ依リ有事ノ際軍隊ノ派遣等咄嗟ニ弁スルヲ得サルガ故ニ特別ノ方法ヲ以テ夫々警備隊御設置相成度」とし、「就中对馬国之儀八日本海ノ咽喉ニシテ尤緊要ノ地」であることが

(1892) 年		明治26 (1893) 年			
釜山	元山	京城	仁川	釜山	元山
158	4	11	19	167	6
317	27	30	77	310	41
574	79	87	376	615	88
1,642	320	326	1,309	1,486	354

（備考）数値は男性のみ。

（出典）清国及朝鮮国ニ在ル本邦人取調方陸軍省ヨリ依頼ノ件』『本邦人徴兵関係雑纂ノ徴兵ニ関スル雑ノ部 第一巻』（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B07090137600、外務省外交史料館）、『軍務局長より 清国及朝鮮国に寄留する人員調査の爲め外務省へ照会の件』（『明治28年1月「27 8年戦役日記 甲』』JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06021958400、防衛省防衛研究所）より作成。

ら「前陳警備隊条例御制定ノ上八差当リ同国江警備隊御設置ノ上現今屯在ノ一中隊一筆者注 熊本鎮台ヨリ派遣」八引揚ケ相成度」とあり、従来は本土から一個中隊を派遣し守備に当たらせていたものを、常設の警備部隊を設置することとした。

警備隊条例第三条では、「警備隊ノ兵卒ハ該島嶼ヨリ徴兵適齡ノ者ヲ徴集シ毎年兩度ニ其半数宛ヲ入営セシメ在営一箇年ニシテ帰休ヲ命ス」としており、当時は三年だった徴兵の現役期間を現実的には三分の一に短縮することが規定されていた。これにより、警備隊による体制は平時に多くの徴集を行いつつ、在営期間を一年間とすることで、予備役・後備役兵となる兵士をより多く確保すると共に、徴集期間を三分の一とすることで徴集される兵士らの負担を軽減し、ひいては彼らが支える家計への影響を軽減することも図られたのである。

この体制により、警備隊を設置する島嶼部では、「全島皆兵」の体制をとることを可能とし、「平時八課役苛ナラスシテ以テ不虞ニ備ルニ足リ戦時八急ニ兵員ヲ増加シ以テ郷土ヲ護ルニ足ル」こととなったのであった。

しかし、この対馬警備隊による対馬の防衛は、当初の見込みとは異なる方向へと進んでいく。対馬在住の壮丁が朝鮮へと渡航する問題が発生してしまったのである。

ここで、明治二八（一八九五）年に改正される徴兵令の法律案の逐条説明を見てみよ³⁸⁾

表一 朝鮮国寄留人員表

本籍地	年齢	明治23 (1890) 年				明治24 (1891) 年				明治25	
		寄留地	京城	仁川	釜山	元山	京城	仁川	釜山	元山	京城
対馬国	20歳未満	10	29	152	8	10	37	158	7	7	33
	20歳以上	19	71	316	37	24	62	342	26	25	75
対馬国以外	20歳未満	48	193	339	75	61	292	504	75	73	335
	20歳以上	270	805	1,519	303	340	1,252	1,821	302	337	1,318

第二十一条(改正案第二十三条) 第二項改正ノ理由

現行徴兵令ニ於テハ外国ニ寄留スル者ノ中其學術修業ノ為メニスル者ニ限り猶予スルコトニ規定シ在リト雖モ之ヲ実験スルニ此限定ハ殆ント無効ニ帰セリ何トナレハ凡ソ外国ニ到ラントスル者其目的如何ニ拘ラス窃力ニ徴集ノ猶予ヲ得ンコトヲ図リ其名ヲ學術修行ニ仮リ出願スル者アルモ之力真偽ヲ判別スルコト困難ナレハナリ又其徴集猶予ノ年齢ヲ内地ニ在ル者ト同一ニ限定シ在リト雖モ外国ト内地ハ自ラ事情ノ異ナルアルヲ以テ外国寄留者ニ対シ内地同一ノ規程ヲ為スハ穩当ナラサルヲ感セリ之ヲ要スルニ我國今日ノ形勢ニ在リテ外国旅行ハ寧口之ヲ奨励スルノ利益アルト同時ニ幸ニ壯丁ニ余リアルヲ以テ姑ク本項ヲ修正シ凡ソ外国ニ在ル者ハ徴集ヲ猶予スルコト、為サント欲スルナリ其「朝鮮国ニ在ル者ヲ除ク」ノ分註ヲ加ヘタルハ同国ハ我國ニ接近セルヲ以テ我國西部殊ニ對馬ノ人民常ニ此国出稼スル者多シ故ニ同国ニ在リテハ一概ニ之ヲ外国トシテ論スル能ハサルモノアリ且此国ニ到ル者ノ丁數ヲ猶予スルニ至リテハ著シク對馬警備隊ノ人員ニ影響ヲ及ホスノミナラス今後五島ニ置クヘキ警備隊ニモ亦同一ノ影響ヲ及ホスヘキヲ以テ同国ハ之ヲ例外トシテ除カサルヲ得サレハナリ(以下略)

この改正案では、「今日ノ形勢ニ在リテ外国旅行ハ寧口之ヲ奨励スルノ利益アル」ことから留学や商業などの外国旅行を奨励するとはしつつも、朝鮮国に対しては、「同国ハ我國ニ接近セルヲ以テ我國西部殊ニ對馬ノ人民常ニ此国ニ出稼スル者多シ故」に一概に外国とすることはできず、さらに「此国ニ到ル者ノ丁數ヲ猶予スルニ至リテハ著シク對馬警備隊ノ人員ニ影響ヲ及ホスノミナラス今後五島ニ置クヘキ警備隊ニモ亦同一ノ影響ヲ及ホスヘキ」と、對馬の住民の出稼ぎが多いが故に對馬警備隊や今後設置されるであろう五島警備隊の人員徴集に影響しかねないと

いう理由から、朝鮮を対象外としたのであった。なお、警備隊条例による警備隊の設置は対馬警備隊以外で行われることはなかった。⁽³⁹⁾この説明文の根拠となったのが陸軍の依頼による朝鮮在留の邦人口調査なのである。実際、表一の調査結果を見ると本籍地が対馬にある若者が多数朝鮮国に渡航していたことが分かる。特に、釜山における対馬出身在留者の多さは、地理的要因もあつて顕著な数を示している。

さて、朝鮮在住の壮丁は徴兵検査を受ける必要がでてきたが、彼らにとってその負担は大きいものとなった。なぜならば、この検査は内地（一部例外を除く）と同様に、本籍地での受検が必要であり、たとえどれほど朝鮮内の居住地から遠かろうとも、内地の本籍地へと帰る必要があつたためである。そこで、在仁川の石井菊次郎領事は、以下の二項目の照会を行った。⁽⁴⁰⁾

第一項として「韓国在留本邦居留民中徴兵適齢ノ者八明治廿九年三月勅令第百十二号徴兵事務条例第六十三条ニ準拠シ本邦最寄ノ徵募区（対州、長崎、山口、福岡等）ニ於テ身体検査ヲ受クルコトヲ得ヘキ義ニ候哉」としつつも、「右第六十二条八専ラ徴兵令第卅三条ニ適用セラル、モノ」であるということから「当国在留者ノ如キ八其範圍外ニアリトスルヲ以テ穩当ノ解釈ト可為歟」と韓国在住日本人には適用されない解釈が妥当であると結論づけた。その上で、「ナレドモ当国在留徴兵適齢者中ニ八日韓貿易ニ従事スル商店ニ在テ重要ノ位置ヲ占ルモノ多々有之又本文第二項ニ該当スル向モ不尠候ニ付テハ此等ノ者一々本籍地ニ就テ身体検査ヲ受候テハ往復多数ノ時日ヲ要スルタメ店務曠廢其他種々ノ不利益ヲ醸スコトヲ免レ」ないことから、徴兵事務条例六八条の徴兵令未施行地寄留者の最寄り施行地にて検査を受検できる規定の「解釈ヲ扱メ在韓適齢者モ其範圍内ニ含マシムル」もしくは「本条ニ特例ヲ設ケ」て、徴兵適齢者の不利益を救済するよう要望した。徴兵事務条例第六三条の「徴兵令ヲ施行セサル地ニ寄留ノ者八寄留地最寄ノ徵募区ニ於テ身体検査受クルコトヲ得」との条文は、明治二八年徴兵令の第三三条「本令

八北海道ニ於テ函館江差福山ノ外及沖繩県並東京府管下小笠原島ニ漸ヲ以テ施行ス其時期区域及特ニ徴集ヲ免除シ若クハ猶予ス可キモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム¹¹⁾を想定したものであり、内地の徴兵令未施行地に寄留する壮丁への措置であつたことから、朝鮮に在住する者を徴集の対象とした明治二八年徴兵令第二一条第二項にはそのまま適用することのできるものではなかつたのである。

次に、照会文の第二項では、「在韓国本邦人ノ徴兵適齢者中：到底服役シ得ヘカラサル者ニ対シテハ徴兵令中特別除外ノ明文無之ニ付一般適齢者ト同様ノ扱振」にしてきたところ、「不合格ノ事実顕著ナル者ニ対シテハ正当ナル医師ノ診断証ト当該領事ノ証明トヲ提出セシメ身体検査ノタメ態々帰朝スルノ苦務ヲ免除」する特例を具申している。外務大臣小村寿太郎はこれを受け、陸軍大臣桂太郎宛で特例を設けるよう依頼を行った。

陸軍省からの回答は翌明治三三（一八九九）年四月となつた。まず第一項に関しては、徴兵事務条例第六三条を改正し¹²⁾、同条第二項として「韓国在留ノ者ニ在テモ前項ノ例ニ依リ便宜ノ徴募区ニ於テ身体検査ヲ受クルコトヲ得」を追加した。これにより、韓国最寄りの内地（対馬・福岡・長崎・山口などの連隊区がそれにあたる）で徴兵検査を受検できるようにした。一方で、第二項に関しては、「診断書証明書等ニ依リ兵役上ノ処分ヲ為スハ差支有之御請求ニ応シ難候」とこれを却下している¹³⁾。その理由としては、徴兵検査のノウハウを持つた軍医と違い、一般の医師では詐病を見抜けないというおそれや、医師が虚偽の診断書を作成するのではないかという懸念があつたと考えられる。

そもそも、日本における徴兵検査は、徴兵検査規則の不合格項目や徴兵旅費規則の付添人の規定にもあるように、たとえ視覚や聴覚の障害があつても、寝たきり状態であつても、付添人の介助のもとに受検しなければならぬものであつた。急病や海外渡航以外の事由で徴兵検査受検そのものが免除となる唯一といえる事例は、ハンセン

病により隔離された者たちであつた。⁴⁵⁾

いずれにせよ、朝鮮在住の日本人は、日本国外に居住しながらも、徴集猶予の届け出をだすことができず、徴兵検査を内地（ただし明治三二（一八九九）年以降は朝鮮国最寄りの地でも可能）にて受けなければならぬ状況にあつた。

そして同じく、明治二八（一八九五）年五月一日、下関条約により清国から日本に割譲された台湾もまた、同様の状況に置かれることとなるのである。

二 徴兵制の外地への適用と国外への拡大

本節では、前節で述べた明治二八（一八九五）年の徴兵令改正と同時期に発生した台湾の領有による徴兵令の適用開始について明らかにするとともに、その外地および国外への拡大について明らかにしていく。この、明治二二年徴兵令から昭和二年兵役法制定にいたる間の外地および国外への徴兵令適用の関連法令を整理すると、表二のようになる。

明治二八（一八九五）年、日本は日清戦争の結果、下関条約を締結して台湾を清国から割譲させ、日本にとって初めての「外地」を領有した。帝国日本は台湾を統治するため台湾総督府を設置し、総督府による統治は昭和二〇（一九四五）年までの約五〇年間に渡って続いた。しかし、台湾においては、戸籍法が施行されず、代わりに台湾戸口規則が制定された。⁴⁶⁾台湾に居住する内地人は、戸籍法による本籍地を台湾におくことができず、全て「寄留者」扱いとなつた。これにより、台湾に寄留する内地人は、本籍地は内地に置き続ける状態となつたため、徴兵令の適

表二 外地・国外における徴兵検査に關連する法令

	徴兵令および關連する勅令	外地徴兵検査に關連する勅令等	省令
明治22 (1889) 年	明治22年法律第1号「徴兵令」改正 (徴兵令の全面改正)		
明治28 (1895) 年	明治28年法律第15号「徴兵令」改正 (国外渡航の猶予規定・朝鮮國在留 の日本人を徴集の対象に)		
明治36 (1903) 年		明治36年勅令第152号 「台湾居住者及韓國在留者ノ徴兵 身体検査ニ関スル件」 (台湾・韓國において徴兵検査実 施が可能に)	
明治39 (1906) 年	明治39年法律第43号「徴兵令」改正 (「徴集の対象となる外国」が拡大)	明治39年勅令第318号「台湾、樺太、 韓國、清國等ニ在ル者ノ徴兵身体檢 査ニ関スル件」 (台湾樺太韓國清國、ロシア沿海州 などで徴兵検査実施)	明治39年陸軍省令第16号 「徴兵身体検査ニ関スル規程」 (明治39年勅令第318号に基づき徴 兵検査の実施期間・場所、手続等を 指定)
明治41 (1908) 年			明治41年陸軍省令第4号 「明治三十九年省令第16号改正」 (明治39年陸軍省令第16号改正、真 岡でも徴兵検査実施)
			明治41年陸軍省令第27号 「明治三十九年省令第16号改正」 (明治39年陸軍省令第16号改正、省

			大正 2 年勅令第 275 号 「台湾、樺太、韓国、清国等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル勅令中改正」 (明治 39 年勅令第 318 号改正、韓国併合・樺太守備隊廃止)	大正 2 年陸軍省令第 7 号 「明治三十九年勅令第三百十八号ニ依リ徴兵身体検査ニ関スル規程中改正」 (明治 39 年陸軍省令第 16 号改正、大正 2 年勅令第 275 号に併せて徴兵検査場所等を改正)
大正 7 (1918) 年		大正 7 年 4 月勅令第 77 号 「朝鮮、台湾、樺太等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル勅令中改正」 (明治 39 年勅令第 318 号改正、旅費自弁規定削除)		
大正 8 (1919) 年				大正 8 年 11 月陸軍省令第 51 号 「朝鮮、台湾、樺太及支那等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」 (明治 39 年陸軍省令第 16 号の全面改正)
大正 13 (1924) 年	大正 13 年勅令第 162 号 「徴兵令ヲ樺太ニ施行スルノ件」 (徴兵令を樺太に施行)	大正 13 年勅令第 127 号 「朝鮮、台湾、樺太等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル勅令中改正」 (明治 39 年勅令第 318 号改正、樺太を削除)		
昭和 2 (1927) 年	昭和 2 年法律第 47 号 「兵役法」 制定 (徴兵令廃止)	昭和 2 年勅令第 330 号 「兵役法施行令」 制定 (明治 39 年勅令第 318 号廃止)	昭和 2 年勅令第 330 号 「兵役法施行令」 制定 (明治 39 年勅令第 318 号廃止)	昭和 2 年勅令第 330 号 「兵役法施行令」 により大正 8 年陸軍省令第 51 号廃止

(註典) 『留報』 各号より作成。

用対象となる。明治二九年三月法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」⁽⁴⁷⁾、いわゆる「六三法」の第五条において、法律を台湾に施行する際は勅令による制定が必要と規定されたが、徴兵令を台湾に施行する勅令は制定されていない。つまり徴兵令を台湾に施行することなく、台湾に住む内地人に徴兵令を適用する仕組みが成立したのである。⁽⁴⁸⁾

台湾在住の「内地人寄留者」が、内地の徴兵制度の下で、どのように扱われたのかについては、明治二九(一八九六)年の暮れに台湾新報において「本島在留の徴兵適齢者」⁽⁴⁹⁾と報道された記事から知ることができる。

「内地の寄留地受検の特例が 筆者注」(前略) 台湾にては此等の手続き未だ許容せられざれば年齢合格者は必ず帰らねばならぬことなり内地にて北海道に到るものは徴兵を某年間猶予せらるゝ例あり一は其遠隔の地にして往復に不便なる事情を憐れむと共に又一は北海道に移住するを奨励する精神をも含めりとのことなり今台湾と北海道との有様を比較するに内地人の移住を要すべき事情は北海道よりも切迫し其来往の不便は北海道よりも甚し然るに北海道は右の事情と理由との下に期限を猶予され台湾には其手続きさへ定められず折角志を立て、入り来りたる者も中途より志を折きて帰らねばならぬ次第となりては台湾将来の事思ひやらるべし(中

昭和2年陸軍省令第25号「兵役法施行規則」制定
(第13章在留地検査の項目で外地・
国外における徴兵検査を規定)

略) 猶予を与ふるか又は当地にて受検せしむるかの道を着けられたきものなり(後略)

この記事は寄留地受検の特例が存在せず、北海道のような開拓に重点をおいた猶予規定も無いとして、このままでは壮丁は徴兵検査受検のために内地へ帰らざるを得ず、台湾の将来に影響を与えるので台湾島内における徴兵検査の実施を求めている。

徴兵検査受検のために帰省することによって生じる弊害は、多額の旅費、長期の帰省による失業、旅費騙取や使い込みといったトラブルなど様々なものがあるが、比較的待遇面でめぐまれていたといえる台湾総督府に奉職する者においても同様であった。例えば、郵便局には、内地では徴兵検査受検のための帰省休暇を認める制度が存在した。しかし、外地においてはその制度の運用は実質的に困難であった。基隆郵便局からの何指令では、「内地ニ於テ八許可致居候得共本島八事情ヲ異ニシ長期間ニ涉リ其間補欠ヲナシ得サルニ於テ八事業上障碍ヲ生スルノ虞有之として、在職のまま帰省することは許可されず、救済処置として、「唯検査ヲ了シ徴否決定シタル后二ヶ月内ニ再渡来シ其局又八他ノ局ニ採用シタル場合ニ前後ノ年月ヲ通算シ勤続ト見做スノ特典ヲ与ヘラレ」る制度を設けるにとどまった。つまり、徴兵検査による退職を挟んで再び渡台し、「従前のごとく郵便電信の現業で採用された場合は、その前後を通算して扱われることにより、帰省のための退職を余儀なくされる」という弊害を緩和しようとしていたものと言えるだろう。

朝鮮国に居住する日本人においても同様の問題が発生したのは、前節で述べたとおりである。このような状況に変化が見られ始めたのは明治三四(一九〇一)年頃からである。同年八月二三日の台湾日日新報では、「徴兵適齢者調査と寄留」と題した記事において、寄留者の調査が行われ始めていたことが報道されている。⁽³¹⁾

目下其筋に於ては各管内徴兵適齢者を調査中なるが是れに就ては其目的或は後來徴兵検査を本島に於て施行せん際の材料の一として斯く調査するものなるやも図られず弁務署は綿密に当該管内の寄留者を取調中なるも何分本人の届出粗漏にて（後略）

この記事からは、この頃の台湾では、徴兵検査開始のための情報収集を目的とする、管内の寄留者調査が各地方庁で行われたが、寄留届の提出が適切に行われていなかったために、台湾島内の内地人を把握することができていない状況にあったことがわかる。

台湾における徴兵検査の準備状況は明治三四（一九〇一）年八月に「内地人徴兵検査手順」という記事において報道されている。⁵²⁾

本島在留の内地人徴兵適齢者は内地に帰還して身体検査を受けざるべからざるが為め其本人は頗る不便を感じ居たるが此れに就き其筋にては兼て内議中なりし所略本島在留の俣検査を行ふことに決定したるもの、如く何れ来年の徴兵検査より実行せらるゝならんと聞及べり

この記事によれば、寄留者調査の結果をうけて、台湾島内での内地人徴兵検査を行うという方向性が総督府内で決定され、翌明治三五（一九〇二）年に徴兵検査を行う見込みとなったとのことであつた。

この年秋には総督府幕僚部内では台湾において徴兵検査を実施する方針を固めていたが、「徴兵検査施行に内決

す」との記事によれば、外地における徴兵検査の実施には、勅令による改正が必要となるために、明治三五（一九〇二）年における実施は困難であった。⁵³ この記事は、

（前略）本年の適齢者にして受検の爲め帰郷せしもの二百名内外あり是等が毎年長崎又は門司等最寄の地に於て徴兵検査を受くる爲めの不便と費用とは其俣看過すべきにあらざれば幕僚部内に於ては既に本島に之を施行することに内議確定し：現行の諸条例を改正し勅令を以て定めらるゝものなれば尚ほ幾多の日子を要すべく到底来年の適齢者に施行するの運に至らんこと覚束なかるべしと云ふ

とし、この当時二百名程の壮丁が台湾から長崎や門司といった最寄りの連隊区へ向かい、内地受検を行っていたこと、台湾総督府陸軍幕僚部内では、台湾島内で徴兵検査を実施する方向で内部で決めていたこと、そして勅令の改正が必要であることから、翌年の徴兵検査にも間に合わないことを報じている。

明治三六（一九〇三）年三月、陸軍省軍務局長の宇佐川一正が來台し、島内を巡視し、四月一〇日に帰京した。⁵⁴ 帰京前日、視察結果を踏まえて総督府の幕僚らに対して行われた談話では、主に訓練、施設、糧食、給水、医療などに関して要望事項を述べることとなったが、この巡視の前には、徴兵検査施行の草案を作成し、また視察の後には総督府において作成した草案を持ち帰京したという。⁵⁷ 陸軍省では、特に戸籍の問題からこの徴兵検査の施行までに時間を要することとなった。

そして、明治三六（一九〇三）年九月一二日、勅令第一五二号「台湾居住者及韓国在留者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」（以下、明治三六年勅令第一五二号と表記する）が公布され、台湾および韓国での徴兵検査が可能となった。

条文は以下の通りである。

- 第一条 台湾ニ居住スル者ハ台湾守備隊混成旅団司令部所在地ニ於テ徴兵身体検査ヲ受クルコトヲ得
検査ヲ受クル為要スル旅費ハ自弁トス
- 第二条 徴兵身体検査ハ毎年三月一日ヨリ同月五日迄ニ之ヲ行フ
- 第三条 台湾守備混成旅団長ハ徴兵身体検査ノ事ヲ統括シ部下ノ佐官一名ヲ検査員トシ之ニ該司令部所在地在
職軍医及下士ヲ屬セシメ身体検査ヲ行ハシム
- 第四条 徴兵身体検査ヲ受ケムトスル者ハ一月二十日迄ニ書面ヲ以テ検査ヲ受ケムトスル地ノ旅団司令部ニ願
出テ且本籍地ノ島司、郡長又ハ市長ニ届出ツヘシ
島司、郡長ニ差出ス届書ハ本籍地ノ町村長ヲ經由スヘシ
- 第一項ノ願出ヲ取消サムトスル者ハ徴兵身体検査期日前二前二項ニ準シテ願届ヲ為スヘシ
- 第五条 町村長ハ前条第二項ニ依リ届書ヲ受取りタルトキハ壯丁名簿ヲ添へ直ニ之ヲ島司、郡長ニ差出スヘシ
但シ前年仮決ノ者ニ在リテハ壯丁名簿ヲ添付スルヲ要セス
- 第六条 島司、郡長及市長ハ二月二十日迄ニ壯丁名簿^{前年仮決ノ者ナルヲ}検査地ノ旅団司令部ニ送付スヘシ^{時ハ仮決名簿}
- 第七条 第四条第一項ノ願出ヲ為シタル者疾病傷痍犯罪等ノ為徴兵身体検査ヲ受ケ難キトキハ検査地ノ旅団司
令部ニ届出ツヘシ
- 第八条 徴兵身体検査終リタルトキハ検査院ハ壯丁名簿又ハ仮決名簿ニ検査ノ結果ヲ記入シ徴兵身体検査ヲ受
ケザル者アルトキハ其事由ヲ附記シ三月三十一日迄ニ本籍地ノ島司、郡長又ハ市長ニ送付スヘシ

第九条 第四条第一項ノ願出ヲ為シタル者其ノ地ニ於テ徴兵身体検査ヲ受ケサルトキハ徴兵事務条例ノ規定ニヨリ其年更ニ徴兵検査ヲ受クヘキモノトス

第十条 韓国ニ在留スル者ハ韓国駐劄隊ニ於テ等兵身体検査ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前各条ノ規定ヲ準用ス

前項ノ徴兵身体検査ハ駐劄隊長、隊長事故アルトキハ次級ノ將校ヲ検査員トシ之ニ駐劄隊付軍医、駐劄隊付軍医事故アルトキハ臨時電信部付軍医及下士ヲ屬セシメ之ヲ行ハシム

第十一条 本令中郡長トアルハ北海道ニ在テハ支庁長、市長トアルハ北海道、沖縄県及東京市、京都市、大阪市ニ在リテハ区長、町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ町村長ニ準スヘキ者ニ該当ス

この勅令により、台湾に居住するものは、台湾守備隊混成旅団において、徴兵検査を受けることができるようになり(第一条)、その検査時期は四月一日から徴兵検査が開始される内地よりも早く、毎年三月一日からとなった(第二条)。また、台湾での徴兵検査受検を希望するものは、一月二〇日までに旅団司令部への願出と本籍地への届出が必要であった(第四条)。もしこの届出を怠ったり、台湾での徴兵検査を受けなかった場合は、内地で受検する必要があった。また、内地では支給されていた徴兵検査受検のための旅費は、自弁すなわち受検者の負担となった。

第四条から第九条では、内地都市町村や旅団司令部との手続きについて、第一〇条では韓国在留者の徴兵検査の手続きについて定めているが、このうち第一〇条は、この勅令による最初の徴兵検査が行われる翌年明治三七(一九〇四)年の徴兵検査を行う前に改正され、⁽⁵⁹⁾

表三 第一守備混成旅団（台北）管轄下における受検者数の推移

受験年	受験志願者	受験者	備考
明治37（1904）年	不明	200余名	当日の無断欠席が56名いたことから、 受験志願者は総計250余名程度と考えら れる
明治38（1905）年	277	270	検査結果は甲種152名、乙種51名、丙種 48名、丁種19名 受験取消もしくは無断欠席7名
明治39（1906）年	159	不明	
明治40（1907）年	337	309	行方不明4名、内地帰還1名の合計5 名の無届け不参者と、内地帰還12名、 年齢相違8名、死亡1名、疾病2名、 合計23名の出願取り消し有り 検査結果は甲種178名、第一乙種33名、 第二乙種23名、その他75名

出典：「第一旅団徴兵検査の結果」（『台湾日日新報』第1750号、明治37年3月4日、2面）、「徴兵検査の成績」（『台湾日日新報』第2512号、明治38年3月7日、2面）、「台北の徴兵検査」（『台湾日日新報』2344号、明治39年2月25日、2面）、「第一旅団徴兵検査成績」（『台湾日日新報』2676号、明治40年4月7日、第2面）より作成。

第十条 韓国ニ在留スル者ハ京城駐劄隊、釜山駐劄隊又ハ元山駐劄隊ニ於テ徴兵身体検査ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前各条ノ規定ヲ準用ス

前項ノ徴兵身体検査ハ当該隊長、隊長事故アルトキハ次級ノ将校ヲ検査員トシ之ニ韓国駐劄隊ノ軍医及下士ヲ属セシメ之ヲ行ハシム

と改められた。

以上のような経緯をたどり、台湾における在留の内地人に対する徴兵検査が制度化され、実施されることとなった。

では実際に、台湾の内地人が徴兵検査を受検していた状況はどのようなものであったのだろうか。以下、徴兵検査の受検者数について見ておこう。

管見の限り、外地および国外において徴兵検査を受検した人数の公式統計については、明治四一（一九〇

八)年分以降の『徴兵事務摘要』での掲載にとどまるため、それ以前のものは公式統計上の数字としては残されていない。

そこで、当時の徴兵検査受検者数の状況を知りうる『台湾日日新報』の報道によつて、台湾島内における内地人の徴兵検査の初期の受検状況をみておこう。

これによると、まず受検志願者と受検者数に差異が存在していることがわかる。明治三七(一九〇四)年には、五〇名程度の「無断欠席」での不受検者が確認できる。しかし、明治三七(一九〇四)年以降の推移をみると、その後は不受検者の数が大幅に減少していることから、外地受検による利便性の意識が浸透したことがうかがえる。無断欠席は、直ちに犯罪となるわけではなかったが、内地において行われる徴兵検査にも欠席した場合、明治三二年徴兵令第三〇条に抵触し処罰(三円以上三〇円以下の罰金)されることとなっていた。

後年発生した事例であるが、台湾においては、「徴兵身体検査二際シ兵役ヲ免レンカ為詐欺ノ所為ヲ用ヒタル者ヲ発見シ憲兵隊八管轄法院二対シ該件ヲ送致シタルニ台湾八内地ト法域ヲ異ニスル關係上徴兵令ノ適用ナキ現時ニ在リテハ該罰則ノ適用ヲ受ケストノ理由ヲ以テ不起訴ニ付セラレタル事実有之」として、徴兵検査を受検しなかったり、あるいは受検時に詐病などを行った場合に処罰できない問題が発生していた。これに対しては、陸軍省は「朝鮮同様之ヲ處分シ得ル様」にと回答している。⁽⁶⁾これは、朝鮮においても、大正三(一九一四)年に現地において徴兵検査を受検しなかったために逮捕されたものの、朝鮮には徴兵令や徴兵事務条例が施行されていないために、朝鮮の裁判所では裁くことができず、また内地の裁判所では管轄外であるために不起訴となった事例が発生していたことによる。この場合の解決策は、あくまで「朝鮮で徴兵検査を受検せず、そのうち内地で検査を受検しなかったために告発する」という段階を踏むということになった。⁽⁶⁾

徴兵検査の合格者数を見てみると、人数・割合に変動はあるものの甲種合格者の割合が受検者数の半数以上のほり、内地の明治四一（一九〇八）年の甲種合格者三九%⁽⁶²⁾と比較すると高いことが特徴としてあげられよう。就労目的での渡航が中心であった台湾においては、甲種合格者の割合が高くなるのは自然なことも言える。当然、この合格者のなかには、総督府に官吏等や巡査として奉職する者も多く含まれるであろうことも考えられ、彼らが徴兵にとられるということは、総督府にとって必要な人員を奪われることを意味する。これは、総督府にとって、台湾統治上看過できない問題となっていくが、この問題については次節にてとりあげることにしたい。

さて、明治三六年勅令第一五二号が制定され翌年明治三七（一九〇四）年から台湾における徴兵検査が開始されることとなったが、この年は日露戦争が勃発した年でもあった。この日露戦争終結後の徴兵令改正、すなわち明治三九年四月法律第四三号の徴兵令改正⁽⁶³⁾は、石本新六陸軍次官が「此度ノ徴兵令ノ改正ト申シマスルハ、第二十三条ノ第二項、是ガ主ナル改正ノ目的デゴザイマス」と委員会で述べたように、⁽⁶⁴⁾ 第二三条の改正が中心であった。すなわち、第二十三条第二項中の「外国ニ在ル者朝鮮国ニ在ル者ヲ除ク」を「韓国、露国領沿海州、露国領薩哈噠、清国、香港、澳門以外ノ外国ニ在ル者」へと改められた箇所である。

この法律改正により、沿海州・サハリン・清国・香港・マカオ在住の壮丁は徴集猶予の届出を行うことができなくなり、徴集の対象となって徴兵検査を受ける必要が出てきたが、「本籍地徴集主義」下においては、徴兵検査は本籍地で受検しなければならず、多額の費用と時間をかけて帰国する必要が生じることになる。満洲の安東県に駐在する安東領事岡部三郎は明治三九（一九〇六）年一月に現地日本人で組織される在安東行政委員会からの請願を受けて、「満洲在住之本邦人徴兵適齢者身体検査ヲ安東県ニ於テ施行セシメラレ度義ニ関シ具申之件⁽⁶⁵⁾」を外務省に具申した。

この具申では、行政委員会の請願書を添付し、満洲在住の邦人が増加し六、〇〇〇人を超える中、徴兵令改正により徴兵検査受検のため内地原籍地に帰国の必要が生じたこと、旅費その他の出費が多く、また職業にも影響が出ること、身体障害などで不合格が確実な者でも同様に帰国しなければならないこと、近隣の韓国では明治三六年勅令第一五二号により韓国守備隊において邦人の徴兵検査を行っていることなどから、満洲においても同様の特典を設けてほしい、というもので、まさにこれまで韓国や台湾で行われてきたことと同様の問題が発生していたと言えるだろう。しかし、同時期の明治三九（一九〇六）年二月二十八日、勅令第三一八号が公布されたため、安東行政委員会の懸念は杞憂ですむこととなった。

この明治三九年勅令第三一八号「台湾、樺太、韓国、清国等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」⁽⁶⁶⁾（以下「明治三九年勅令第三一八号」と表記する）は明治三六年勅令第一五二号を置き換えるもので、台湾・樺太・韓国・ロシアの一部（沿海州・サハリン）・清国・香港・マカオ在住者は、「所在地付近」において徴兵検査を受検することが可能になった。この勅令の条文を見てみよう。

第一条 台湾、樺太、韓国、露国領沿海州、露国領薩哈噠、清国、香港、澳門ニ在ル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ所在地附近ノ軍隊又ハ領事館ニ於テ徴兵身体検査ヲ受クルコトヲ得但シ検査ヲ受クル為要スル旅費ハ自弁トス

第二条 徴兵身体検査ハ陸軍佐官又ハ大尉一名ヲ検査員ト為シ之ニ軍医及下士ヲ付屬シテ之ヲ行フ

第三条 領事館ニ於テ施行スル徴兵身体検査ニ関シテハ当該領事館員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ担任セシムルコトヲ得

第四条 検査員ノ任命其ノ他検査施行ニ関スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

この勅令改正においては、その理由⁶⁷⁾として、

戦役ノ結果獲得シタル樺太及明治三十九年法律第四十三号ヲ以テ徴集猶予外ナリタル露国領沿海州、露国領薩
哈噠、清国、香港、澳門ニ在ル者ニ対シ其ノ所在地附近ノ地ニ於テ徴兵検査ヲ受クルノ便ヲ与ヘントスルニ在
リ而シテ其検査実施ニ関スル地方ノ区域、検査員ノ任命並ニ検査出願ノ手続等ハ陸軍大臣ニ於テ之ヲ定ムト
ス

明治三十六年勅令第五百二十二号八本令制定ノ結果之ヲ存置スルノ必要ナキヲ以テ之ヲ廃止セントス

と説明されている。すなわち、明治三九（一九〇六）年の法律第四十三号による徴兵令の改正により、「徴集猶予外
ナリタル露国領沿海州、露国領薩哈噠、清国、香港、澳門ニ在ル者」に対して、彼らの徴兵検査受検にあたって、
その利便性を図るため、「其ノ所在地附近ノ地ニ於テ徴兵検査ヲ受クルノ便ヲ与」える、というものである。入れ
替わりで廃止となる明治三十六年勅令第一五二号との違いは、従来韓国および台湾のみであった対象地域が拡大され
たほか、従前は勅令で定めていた検査実施の地方区域、検査員、出願手続きを、勅令ではなく省令で定めることに
より、外地・国外における徴兵検査を柔軟に変更することを可能にした点にあるといえるだろう。同日制定の明治
三十九年二月陸軍省令第一六号「明治三十九年勅令第三百十八号ニ依ル徴兵身体検査ニ関スル規程ノ件」⁶⁸⁾（以下、
明治三十九年陸軍省令第一六号と表記する）では、徴兵検査を行う地域区分、検査員の派遣、検査期日、出願手続き

などについて規定しており、台湾守備隊、韓国駐筭隊、関東州又はその付近にある軍隊、清国駐屯軍、在厦門帝國領事館、在芝罘帝國領事館は四月一日から四月五日、在上海帝國領事館では四月二〇日から四月二五日まで、樺太守備隊では五月一日から五月五日の期間で徴兵検査を実施するとした。

この明治三十九年勅令第三一八号の制定にあたっては、特に陸軍省案に対して、外務省側としては看過できない点が存在した。相手国ロシアの主権侵害という問題である。陸軍省の当初の案では、ロシア領のウラジオストクに設置された貿易事務館⁽⁶⁹⁾においても徴兵検査を行おうとしていた。しかし、外務省お雇い外国人のデニソン⁽⁷⁰⁾は、その意見書⁽⁷¹⁾において、

陸軍省ニ於テ八軍医ヲ浦潮斯徳ニ派遣シ徴兵適齡ニ相当セル日本居留民ノ体格検査ヲ行ハシメントスルノ希望アリ此計画タルヤ単ニ便利ヲ計ルノ一点ニアリテ身体ノ兵役ニ不適當ナル者ヲシテ徴兵検査ノ為メニ帰郷スルノ煩勞並ニ其費用ヲ免カレシメントスルニ在リトノコトニシテ何等強制的の意味ヲ有スルニアラス其検査ヲ受クルト否トハ全ク本人ノ任意ニアレトモ徴兵適齡者ノ総員又ハ殆ト総員ハ皆喜テ此便法ニ頼ラントスルニ至ルヘシ

と、ウラジオストクの日本居留民は喜んでこの制度を理由するであろう、と展望を述べつつも、

此計画ヲ遂行スルニ当リテ露国官憲ニ知ラシメサラントスルハ不可能ノ事ナリ且此事タルヤ固ト秘密ヲ庶幾スルニアラサルノミナラス首尾好ク之ヲ遂行センカ為ニハ在浦港日本貿易事務官ノ協力ヲ要スルヤ必然ナリ該地

二謂ハ、此計画タルヤ軍医ヲ浦港ニ派遣シ同地ニ於テ貿易事務館ト連絡セル事務所ヲ設ケシメ以テ徴兵令ノ該當スル日本居留民ニ対シ体格検査ヲ行ヒ其合格者ハ日本ニ帰リ兵役ニ就カシムルヲ以テ目的トセルモノナリ

としていた。「合格者ハ日本ニ帰リ兵役ニ就カシムル」ということから、この体格検査というのは徴兵検査そのものを指すと考えて良いだろう。

しかし、この陸軍省の計画を実施するにあたっては、

右提案ニ関シ自然ニ個ノ問題生スヘシ即チ第一八露国ハ此計画ノ実行ヲ以テ其主權ヲ侵害スルモノト正当ニ認ムルコトヲ得ルヤ否ヤニシテ第二八露国ハ亦ニ此計画ノ実行ヲ承諾スヘキヤ將又勢之ニ対シテ抗議ヲ提起スルニ至ルヘキヤト云フニアリ

と、ウラジオストクにおける徴兵検査の実施にあたり、ロシアが主權侵害と認識するかどうか、そしてロシアは日本に抗議してくるかどうかの二点の懸念事項を指摘した。

その上で、クリミア戦争中にイギリス・ドイツの行った、在アメリカ両国民の従軍志願者への措置の事例と、アメリカの検疫法が外国港での外国船籍の船舶及び職員、船員、乗客の検査を行うことを規定していたことへのドイツ政府の抗議の事例の二つをあげ、「我陸軍省ノ計画ノ実行ハ均シク露国ノ主權ヲ侵害スルモノナルヤ明ニシテ十分ナル抗議ノ根拠ヲ同国ニ与フル」ものであり、「露国ノ承諾ヲ得ンコトヲ望ムハ現今ノ事情ニ照シ無用ノ業ト謂ハサルヘカラス」としている。また、ロシアは昨今在ウラジオストク貿易事務官への外交的特權の制限を加え続け

ていることもあげ、「日本ノ貿易事務官又ハ其責任アル官憲ニ対シ抗議ヲ提起スルニ足ル格好ノ事件ヲ発見スルトキハ露国ハ依テ以テ其挫傷シタル倔傲心ヲ慰ムル所アラントスルヤ明カナリ」と曰露戦争直後のロシアの対日感情にも触れつつ、最終的に「不得策」と結論づけた。

それでは、このデニソンの意見書は陸軍省案にどのような影響を与えたのであろうか。

デニソンの意見書が綴られた、陸軍省大日記の「台湾、滿韓樺太等ニ在ル者徴兵身体検査ノ件」¹²には、デニソンの意見書に対する所感ともいべき文書も綴られている。作成者は不明ではあるが、陸軍省の野紙を使用していること、文章の内容から、陸軍省内で作成されたものと見てよいだろう。欄外には日付（八月三〇日）と陸軍大臣寺内正毅の花押があり、デニソンの意見書より二、三日後に書かれたものとなる。

この文書はまずデニソンの主張を確認した上で、「然レトモ實際ニ於テ在外領事ヲシテ領事職務条約ニ規定スル事項ノ外法令ヲ以テ自国在留民ニ干スル国ノ事務ヲ施行セシムルノ例ト出ナカラサルヘク此等八総テ当該国主權ヲ侵害スルモノト言ヒ難キ」ものであるとし、デニソンの意見書にはこの論点が欠けているとして、デニソンの「此計画ハ徴兵手続中ノ予備ニ属スルモノナレトモ又必要ノ手続ト認メサルヘカラス」といった記述をとりあげて、在留住民に強制ではなく任意に行っていることは、直接主權侵害にはならないとした。

そして、ドイツの徴兵令における同様の規則を提示したうえで、「本件徴兵身体検査ハ国際法上該国ノ主權ヲ侵害スルモノナリト見解ニ対シテハ未タ議論ノ余地アルモノト言ハサルヲ得ス」と主權侵害の有無に関しては最終的な結論を出さずにおき、「目下浦塩斯徳在留ノ帝国臣民ニシテ本件ノ適用ヲ受ケントスルモノハ實際其数少ナルヘキ力故ニ外務当局者ノ信スル力如ク之ニ対シ露国ノ抗議ヲ招」いて不便を来すならば「姑ク本件ノ実行ヲ見合セ置キ後日受検者ノ数増加シ本件実施ノ必要大ナルニ当リ更ニ適当ノ手段ヲ講スルモ敢テ不可ナカルヘシ」と、

ウラジオストクにおける徴兵検査の実施を当面行わないこととした。

このようなやりとりを経て、結果としては明治三十九年勅令第三二八号の陸軍省案から「貿易事務館」に関する記述が削除されることとなった。陸軍省令案においても、第一条第三項にて樺太守備隊管轄の徴兵検査地域から、「露国領薩哈噠」が削除され樺太（南樺太）のみとなり、第一条第六項の「露国領沿海州及其ノ付近」の箇所は、「露国領薩哈噠、露国領沿海州及其ノ付近」へと改められ、その管轄機関も、「貿易事務館」から「樺太守備隊又ハ韓国、清国ニ在ル軍隊」へと修正されることとなった。また同省令案第二条・第三条においても、領事館・貿易事務館の併記を領事館のみとした。つまり、陸軍省は明治三十九年勅令第三二八号を制定するにあたって、ロシア国内における徴兵検査の実施を見送ることにしたのである。

このようにして、明治三十九年四月法律第四三三号による徴兵令の改正、明治三十九年一月勅令三一八号「台湾、樺太、韓国、清国等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」と陸軍省令一六号「明治三十九年勅令第三百十八号ニ依ル徴兵身体検査ニ関スル規程ノ件」の制定により、外地・国外における徴兵検査を実施する体制が完成したのである。明治三十九（一九〇六）年から徴兵令が兵役法に全面改正される昭和二（一九二七）年までの過程も見ておこう。明治三十九年勅令第三一八号・明治三十九年陸軍省令第一六号は大正二（一九一三年）年に一部改正されることとなったが、この間の陸軍省令第一六号の明治四一（一九〇八）年の二月と二月に行われた二回の改正について確認しておきたい。

明治三十九年勅令第三一八号および明治三十九年陸軍省令第一六号により、樺太において徴兵検査を実施することとなったが、この樺太における徴兵検査は、守備隊の置かれるウラジミロフカ、すなわち豊岡のみにおいて行われていた。しかし、「省令第十六号第一条ノ規定ニヨレハ樺太守備隊即チ「ウラジミロフカ」一所ノミニシテ他所ニ於

テハ検査スルコト能ハス」として、その理由として、「然ルニ樺太ノ面積八二千平方里ニシテ居留民ノ大部ハ沿岸約二百九十余里ノ間ニ散在シ而シテ各地ヨリ「ウラジミロフカ」ニ到ルハ大ナル迂路ヲ取ル」か、もしくは、「交通困難ナル山地ヲ跋涉セサルヘカラス」と樺太の地形上の問題を挙げ、さらに「殊ニ検査時期タル五月ハ融雪ノ季節ニシテ交通杜絶ノ状況」であるという、徴兵検査が実施される五月に雪解けの季節を迎える樺太の気候もあることから、「検査期日ニ到着スルコト能ハサルノ不幸ニ至ルヤモ計ラレス故ニ」、「此害ヲ除ク為メ更ニ西海岸「マウカ」〔後の真岡 筆者註〕ニ一検査所ヲ特設スルヲ必要トス」という理由で、明治四一年陸軍省令第四号⁽⁷⁴⁾により、第一条第三項「樺太守備隊ハ検査員及付属員ヲ「マウカ」ニ派遣シ徴兵身体検査ヲ施行スルコトヲ得」の規程を追加することとなった。

さらに、一二月の省令改正⁽⁷⁵⁾では、この第三項の次に「軍隊ヲ統率スル最高級ノ団隊長ハ地方ノ状況ニヨリ第一項及第二項ノ規定ニ拘ラス陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ適當ノ地ニ検査場ヲ設ケ最近ノ軍隊ヨリ検査員及付属員ヲ派遣シ徴兵身体検査ヲ施行スルコトヲ得」とした第四項が追加され、省令の規定によらずに陸軍大臣の認可を得て徴兵検査を実施することが可能となった。

明治三九年勅令第三一八号は昭和二(一九二七)年に兵役法施行令に置き換えられるまでの間、大正二(一九一三年)年、大正七(一九一八)年、大正一三(一九二四)年に三回の改正が行われている。これらについても見ていくことにしたい。

大正二(一九一三)年の改正では、「台湾、樺太、韓国」と「清国」の表記をそれぞれ「朝鮮、台湾、樺太」と「支那」に置き換えた。また、徴兵検査実施の主体に軍隊・領事館のほかに地方庁が加えられた⁽⁷⁷⁾。これは、明治四三(一九一〇)年に韓国併合が行われ韓国が「朝鮮」となり、また辛亥革命により、清国が中華民国となったこと

によるものと、大正二（一九一三）年五月一日限りで樺太守備隊が廃止されたことによるものである。⁷⁸ 樺太守備隊が廃止されたことは理由とはいえず、樺太において地方庁で徴兵検査を実施することは、内地と同様の制度に近づいていったと言えるだろう。同時に明治三十九年陸軍省令第一六号もこれに沿った内容で改正されている（「領事館」を「樺太庁支庁又八領事館」に置き換え⁷⁹）。

続いて、大正七年四月勅令第七七号において、第一条の但し書き、すなわち「但シ検査受クル為要スル旅費八自弁トス」の文面が削除された⁸⁰。前述のように、外地における徴兵検査に要する旅費は自弁であるのが内地との差異であったところ、ここでようやく内地と制度が揃えられたのである。また、翌年大正八（一九一九）年には、先述の明治三十九年陸軍省令第一六号が改正⁸¹されている。

そして大正一三（一九二四）年五月、樺太に徴兵令が施行⁸²されたため、明治三十九年勅令第三一八号より「樺太」が削除されることとなった⁸³。

以上の変遷を遂げながら、明治三十二年徴兵令と明治三十九年勅令第三一八号を根拠とした外地における徴兵検査の実施体制は、昭和二（一九二七）年の兵役法と兵役法施行令への全面改正まで継続していったのであった。

以上のような経緯をたどって、帝国日本は外地や国外まで徴兵制の適用を拡大していくこととなった。次の第三節では、台湾が徴兵制の適用される地となったゆえに発生する諸問題と、これに対して外地統治機関である台湾総督府がいかに対応していったかを見ていくため、領台初期における例外的な台湾総督府官吏等の徴集猶予の問題に焦点をあてて、考察をおこない、制度上の諸問題をいかにして克服していたかを明らかにしていく。

三 外地における徴集猶予特例 台湾総督府官吏を事例として

本節では、明治二九（一八九六）年から明治三一（一八九八）年にかけての、領台初期の台湾総督府官吏等に対する、特例的な徴集猶予について考察していく。本論のはじめでも述べたとおり、台湾総督府は明治二八（一八九五）年五月に設置されており、既に四月からの徴兵検査は開始されていたことに加えて、明治二九（一八九六）年四月の台湾総督府条例施行までの間、軍政組織であったことから、総督府に奉職する者らが徴兵の対象となることはなかった。

明治二九（一八九六）年三月末、台湾総督府条例が制定され、総督府は四月一日より民政組織となった。同年二月長崎県より出された陸軍省への伺と指令⁽⁸⁴⁾では、総督府に奉職する壮丁のうち通訳官と一般官吏雇員らの徴兵取り扱いの規定がない中、徴集してよいのか、という長崎県からの問い合わせに対して、陸軍省は本省から師団司令部へ達せられる者以外は徴集の手続きを行うよう指令している。この伺指令は、官報の彙報欄にも掲載され⁽⁸⁵⁾、他府県からの問い合わせに関してもこれに従うよう通知している⁽⁸⁶⁾。長崎より伺がなされたのと同時期に、総督府は、その翌年明治三〇（一八九七）年一月に陸軍通訳以外の総督府雇員で、徴兵適齢者が九名おり、この九名は通訳官同様に徴兵を猶予してほしいという趣旨から、内地の台湾事務局宛で「総督府雇員八陸軍通訳ト同様ニ徴兵猶予相成ル様速ニ御詮議相成タシ右稟議ニ及フ」と電報を発している⁽⁸⁸⁾。この電報に対する返答は綴られていないことから稟議の結果、どのような議論がなされたのかについては不明であるが、結果として長崎県への伺指令にあるような取り扱いを受けることとなった。

明治三〇（一八九七）年二月には、前年（一八九六）年十一月、総督府は拓殖務大臣を経由して陸軍大臣に特定

職種（民政局技手及通訳生⁽⁸⁹⁾、臨時土木部技師及技手、製薬所技師及技手、梟技手及通訳生、病院医員薬劑師及調劑生、国語学校及国語伝習所教員、税関鑑定官及鑑定吏、撫墾署技手、郵便電信局通訳生、測候所技手）の徴集猶予を求めている。この要求が承認され、台湾総督は当該人物が台湾統治において「余人ヲ以テ代フヘカラサル」理由を付したうえで、徴集猶予の申請をすることにより、明治三一（一八九八）年に限り猶予することが認められることとなった。ただし、明治三一（一八九八）年以降はこれを認めず、たとえ陸軍省所属の通訳生であつても徴集猶予は行わない旨が付け加えられた。⁽⁹⁰⁾

この陸軍省よりの通知を受けて、総督府では、台湾統治上「余人ヲ以テ代フヘカラサル」に該当する者の調査を行った。この調査をとりまとめ、台湾総督より拓殖務省経由で陸軍省に対して文官、特に専門の技能を持つた者の徴集猶予を具申した。⁽⁹¹⁾このなかで総督府は、次のように述べて、徴集猶予を認めるよう具申している。台湾は「内地ト事情ヲ異ニセル新領地」で、「本島各官衙ニ奉職セル官吏及通訳等若八官立学校ノ職員及講習員ノ如キ八内地人ノ渡来者至テ少ナキ今日ニ於テ八適当ノ人物ヲ得ル実ニ困難」であるとして、内地とは遠隔の地にあり、かつ、言語風俗の事情が異なり、特に通訳事務に従事する者は欠かすことができないなど、台湾という新領地の特殊性を強調するとともに、台湾の教育現場で教鞭を執る教員として国語伝習所で養成している講習員は一定以上の学歴や資格を持ち、容易に採用することができないといった理由から、彼らの徴集猶予を認めることが至当であると主張し、一三名の猶予を申し出た。その後さらに二名を追加し、のち八名再追加、さらに一名再々追加している。⁽⁹²⁾

本来、徴兵令による徴集猶予の規定は、検査規則を満たさない身体の者、公権が停止された者や犯罪者⁽⁹⁶⁾、徴集に応じた場合家族が自活することができない者は徴集を猶予され、官立学校生徒や海外留学を行う者は二八歳までは徴集を猶予される制度があつた。⁽⁹⁸⁾したがって、このときに徴集猶予となつた者はこれに当てはまらないため、徴兵

令の規定に無い、例外的な処置をされたといえよう。

この二四名の内訳は、通訳をはじめとする土語（台湾国勢調査では、福建語、広東語、福建広東以外の漢語、蕃語の四種としている）が使用可能な者のほか、教員・測量技術者・郵便電信技術者となっており、申請の結果、徴集猶予が認められ、各々の本籍地の師団司令部へ徴集猶予の者として取り扱うよう、通牒がなされている。

以上のことから、明治二十九年から明治三〇年（一八九六年～一八九七年）においては、台湾の特殊性を踏まえた上で、通訳など、台湾を統治するために必要な人材に対する徴集猶予がなされ、総督府の統治上の必要性を優先した徴集猶予の取扱が行われていたと言える。陸軍省は、「翌年」即ち明治三一（一八九八）年以降は、これら通訳生や国語学校関係者の徴集猶予は行わないと再三に渡り通知していたが、台湾総督府は対象者を国語学校教員と国語学校卒業者にしぼり、再び明治三一（一八九八）年以降の徴集猶予を具申した。⁽⁹⁾

この上申においては、台湾総督府は、台湾の学校教員は内地の小学校教員と同様、正当な資格を有しているだけでなく、台湾の気候に耐え得る体格で、また台湾の習俗を知悉し、さらに土語を使用することが求められること、そのためには体力や新しい知識を学ぶ吸収力が必要であるために、徴兵適齢者の若者が多いと総督府は主張した。そして、もし徴集されたならば、「余人ヲ以テ之ニ代フルノ途ナク」、学校が閉鎖されてしまい、台湾人への教育を一時中止したならば、「本島経営上」急要の機関を欠き、「切角^{キツク}ニ収メ得タル民心ヲシテ徒ニ失望ニ終ラシムル」状況となるとの警鐘を鳴らした。そのために、前年までの事例に基づき、学校教員だけは「特別ノ詮議ヲ以テ」当分の間徴集猶予にしてほしいと要求し、早期の指令を求めている（この上申は二月二四日に行われたが、徴兵検査期日が近づいたことから、電報による指令を三月一〇日に要求している）。この総督府の上申に対して、所管官庁であった内務省の松岡康毅内務次官は、三月一七日付の電報において、法規上詮議の道がないとしてこれを却下した。⁽¹⁰⁾

これを受けて総督府は三月一八日に「本府学校教員兵役ノ徴集猶予ノ件」と題してさらに何を行つた。この伺によれば、国語学校とその附属学校、国語伝習所の教員で、師範学校卒業生かつ六週間現役兵に服した者の兵役義務は、内地の六週間現役兵を終えた者と同様に国民兵となるのか、音楽学校の卒業生であり、かつ、国語学校等の教員に就いている者は小学校の訓導に準じて六週間現役とするべきか、という二点を内務省宛至急電報で問い合わせを行つた。この電報を受けて、芳川顕正内務大臣より、桂太郎陸軍大臣宛に照会した。その結果、教員のうち師範学校卒業生であり、かつ、六週間現役に服した者は徴兵令第一三条第四項により国民兵役に編入することとするが、音楽学校卒業生は師範学校卒業ではないため、六週間現役に服役することはできないという陸軍省の回答を得て、内務省はその旨を総督府に回報した。

ここで登場する六週間現役兵制度とは、明治二二年徴兵令において導入され、師範学校を卒業し、小学校の教職にある者を対象として、軍隊への服役期間を六週間と大幅に短縮し、さらに、服役後は国民兵に編入し、教職義務年限を終えれば兵役の義務を完了するという制度である。この制度は、明治一六年徴兵令にあつた教員の徴兵猶予規定の撤廃に伴い、官費により師範学校で育成された小学校教員が入営するという人的損失を防ぐため、あるいは軍隊経験のある教員を小学校の教壇に立たせることにより、軍国の少国民の育成を担わせる役割を持たせるために制度化されたものと言われている。⁽¹⁸⁾

なお、国語学校は官立学校であるため師範部・語学部土語科の内地人生徒は在学中の徴集を猶予されていた。⁽¹⁹⁾

明治三二(一八九九)年には陸軍六週間現役兵条例が改正された。これにより台湾島内の歩兵隊にて六週間現役兵に服することができるようになり(第一条)、また台湾の氣候を考慮して内地は六月一日入営のところを台湾では一〇月一日入営とした(第二条)。これは、台湾においても六週間現役兵の対象となる、官立の師範学校を卒業し、

小学校の教員となる者が出るようになったための措置であった。この改正を受けて総督府は「台湾陸軍六週間現役兵取扱手続」を制定⁽⁹⁾し、台湾で身体検査を行うこととし、合格した者を台湾島内の各歩兵隊に配属させるとした⁽¹⁰⁾。

総督府は土語科出身者に対しても、六週間現役兵に服せしむることを企図した。当時、徴兵令改正へ向けた議論が帝国議会でなされていたこともあり、改正案として以下の条文を希望し八月一四日陸軍省に照会⁽¹¹⁾している。総督府が希望した条文は次のようなものであった。すなわち、「満十七歳以上満二十八歳以下ニシテ総督府国語学校（語学部土語科）ノ卒業証書ヲ所持シ総督府各官庁ニ奉職スル者ハ六週間陸軍現役ニ服セシム此ノ場合ニ於テハ徴兵令第十三条第三項第四項及第五項ノ規定ヲ準用ス」というものである。このような改正案を希望する理由として、総督府は、土語科の生徒らは卒業後総督府で行政・通訳に従事することになるが、国語学校生徒としての徴集猶予が解除された結果、兵役に就かねばなくなり、台湾統治上、有為の人材が失われる不都合を問題視していたのである。

しかしながら、陸軍省はこの総督府の希望に対し、「六週間現役兵ナルモノハ国民教育ノ基礎ヲ成スヘキ小学ノ教職ニ在ル者ニ限ルノ特例」であり、「官庁ニ奉職スル者ノ如キ全ク其性質ヲ異ニセル」ものであるために、「個々人々ノ必任義務タル兵役ヲ緩フスルノ法ヲ設クルハ我国兵役法ノ本旨ト相容レサル」として、台湾の事情に理解を示しつつも、あくまで小学校教員に限るという原則を強調し、官吏と教員を同一に扱うことはできないと回答した。また、内務省もこの回答の内務次官名義の添え状に「到底行ハレサルヘキ」として総督府の希望を受け入れなかった。しかし、総督府はこれに食い下がって、土語科生徒は苦勞して土語を覚えたにもかかわらず、三年の兵役期間で忘れてしまつてあつたとし、重ねて台湾の特殊性、言語や文化が異なる地であることを強調して、再度の協議を持ちかけた。陸軍省は、国民教育の基礎を成す小学校教員と官吏は性質が異なること、そして国民の義務である兵

役を緩めることが国民皆兵に反することの問題性を指摘し、台湾の特種な事情に理解を示しつつも、再度受け入れを拒否した。

これを受け、明治三三（一九〇〇）年二月、総督府は土語科卒業生の六週間現役兵制度の適用の稟申を撤回し、在京出張官と陸軍省との協議のうえで、国語学校土語科の卒業証書を持つものを一年志願兵として台湾守備隊歩兵隊で服役させることを認めさせることに成功した⁽¹⁰⁾。しかしながら、一年志願兵条例改正に時間がかかり、徴兵検査の通知が土語科卒業生らに既に到着していた五月二四日ようやく改正されることとなった。この改正の遅れにより、明治三三（一九〇〇）年度の徴集に限り、土語科卒業生の一年志願兵の届出期限は七月末に変更されることとなるなど、直前での制度導入となった。

この一年志願兵は先述の六週間現役兵制度と同じく明治二二年徴兵令によって導入され⁽¹¹⁾、旧制中学校をはじめとする中等教育機関を卒業した者に与えられる特典とされ、一般社会の階級階層秩序と軍隊の階級秩序を整合させ、また戦時に大量に必要な予備将校の供給源とすることをねらった制度であるとされている⁽¹²⁾。服役中の費用を自弁することにより、期間を短縮する特典が得られる制度であるが、その費用の官給に関しては見送られた⁽¹³⁾。一年志願兵条例による国語学校土語課卒業証書所持者は台湾守備歩隊で服役可能（第三九条）となり、また台湾で服役の場合、師団長の職務は台湾守備混成旅団長が代行（第四〇条）する条文が盛り込まれることとなった⁽¹⁴⁾。

ここで、師範部および語学部の入学資格についても確認しておこう。台湾総督府国語学校規則第五条によれば、「師範部ノ生徒八年齡十八歳以上三十歳以下ノ内地人ニシテ尋常中学校第四年生以上の学力アルモノトシ語学部ノ生徒八年齡十五歳以上二十五歳以下ニシテ高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スル内地人」であった。台湾総督府国語学校師範部に相当する内地の師範学校は、高等小学校卒業以上の学力で年齢は十七歳から二十歳以下が入学資格で

あり、語学部と同じく一年志願兵の服役資格が得られる旧制中学校は、尋常小学校を卒業した者で、尋常小学校からストリートで進学すれば十二歳から入学可能となる。

台湾総督府国語学校師範部は内地の師範学校に比較して年齢制限の上限を三〇歳（師範学校は二五歳まで）と高くとっており、旧制中学四年以上の学力を要求（内地師範学校は高等小学校卒業のみ）した。また語学部は旧制中学（尋常小学校卒が必要）よりも高い高等小学校卒業以上の学歴を必要とし、年齢制限も十五歳以上としていた。つまり、内地の師範学校や旧制中学校のような官立学校よりも高い学歴を要求するとともに、内地のそれらの学校に比較して年齢制限が緩やかだったと言えるだろう。このことは、師範部も語学部もそれぞれ六週間現役と一年志願兵の特典を得るのに十分の学歴的な基準があったと言える。

以上のように、国語学校の関係者は、当初は異民族・異言語の地を統治するという台湾の特殊性から徴集猶予が認められたが、明治三一（一八九八）年の以降は内地と同じく国民皆兵の原理によつて、徴兵の対象となったのである。

おわりに

本論では、帝国日本が「外地」を編入していくことで、内地を前提としてきた徴兵制度にもたらした動揺と再編を明らかにするために、第一節では内地における徴兵令の全面的な適用と朝鮮国在留日本人への徴集について、第二節では台湾の領有を端緒とする外地に対する徴兵令の適用と徴兵検査の実施過程について、第三節では台湾総督府官吏等の徴集猶予特例と、六週間現役兵・一年志願兵制度導入について考察した。

帝国日本は、明治二二年徴兵令で北海道・沖縄・小笠原諸島の地で、当初それぞれの理由で徴兵令の施行を見送つ

たものの、徐々に施行していき、やがて内地全体で均一的な徴兵制度を実施することを可能とした。同時に明治一八年徴兵令により、朝鮮国という外国でありながら、そこに在留する日本人が徴集の対象とし、さらに、日清戦争により台湾を領有した結果、「本籍地徴集主義」の原則をとる徴兵令と、それに密接な関係のある戸籍法が施行されていらない外地台湾と、海外である朝鮮国をそれぞれ「同じ帝国内でありながら本籍地を移転することができない」ことと「海外渡航を理由とした徴集猶予の特例から排除」することで徴兵の対象としていったのである。日露戦争ののち、明治三九年の徴兵令改正で韓国の他に、沿海州・サハリン・清国・香港・マカオ在住の内地人も徴兵の対象となったが、この二つの論理を一貫して継続させ、徴兵制の対象となる地を拡大していったのである。

このように、帝国日本が外地を含めた帝国全体で行おうとした徴兵制度は、いびつなものとなった。それは、内地のみを前提として構築された徴兵制度を抜本的に変えることなく、徴兵検査を外地で実施するという特例を設けて、外地居住者らの便宜を図ったことにある。そして、徴兵制度と密接な関係のある戸籍制度を内地と外地の間で統一しなかったことにより、本籍地を外地に移すことはできなかった。その結果、外地に徴兵令を施行せずとも内地人を兵役に就かせることを可能とした。帝国日本は、ある面（徴兵制の適用）では内地と外地の同一化を推進する一方で、もう一方では、内地と外地との間に戸籍法の施行あるいは未施行という厳格な差異を設けることを貫徹したのである。

つまり、内地で完結することを前提とした徴兵制度は、外地の誕生と、海外への渡航を理由とした徴集猶予の段階的な削減という手法による国外への拡大により変容していくことになったのであった。そして、この変容に当たっては、遠隔地である外地や海外に居住する者が徴兵検査を受けるためにわざわざ内地まで帰還しなければならぬという問題が発生したが、明治三六年勅令第一五二号や、明治三九年勅令第三一八号による現地での徴兵検査実施

により、その不便さの緩和を図っていったのである。

この徴兵制の適用の内地と外地の同一化と、戸籍法の施行あるいは未施行という矛盾した構造は、内地人と「外地」人（台湾人・朝鮮人）を厳格に分離することを可能としたものの、一方で、大正七年の共通法制定により、内地人と外地人の間で婚姻や養子縁組が可能となり、台湾や朝鮮にルーツを持つ者が婚姻・養子縁組で内地人の戸籍に編入されることにより、徴兵の対象に（あるいは、稀な事例だが台湾人が兵役に就くことを目的とした、婚姻・養子縁組も見られるようになる）なり形骸化していくこととなる。

このことは、徴兵制度だけでなく、帝国日本の徴兵制軍隊を支えるために必要かつ、内地人と外地人双方からの「自発的」な支援を必要とした軍事援護体制にも根本的な意義を投げかけることになっていく。帝国日本の徴兵制度は、台湾領有をはじめとする外地の獲得により、その制度に動揺を来たし、徴兵制度の維持のために、再編を余儀なくされていくのである。

昭和二年兵役法以後の外地と国外における徴兵制の適用は、どのような地に何日在留（寄留）しているかを基準として徴集の対象が変化していくこととなる。そして昭和一六年兵役法改正により、帝国日本の徴兵制は本籍地徴集主義を廃棄し、現在留地徴集主義へと根本的な転換を遂げていくことになるのである。この昭和二年兵役法以降の時代における徴兵検査、徴兵旅費の問題については別稿にてとりあげたい。

本論執筆にあたっては、学部生以来の指導教官である、中京大学法学研究科名誉教授檜山幸夫先生に全面的にご指導いただきました。

また、現在の指導教官である中京大学法学研究科古川浩司先生、そして中京大学法学部鈴木哲造先生、その他、

中京大学法学研究科の論文中間報告会において諸先生方からの温かいご助言を賜りました。

台湾総督府文書の閲覧にあたっては、中京大学社会科学研究所研究員の東山京子先生よりご助力いただきました。これらの諸先生方に深く御礼申し上げます。

本研究はJSPS科研費JP21K20054の助成を受けたものです。

【註】

- (1) 明治二年法律第一号「徴兵令改正ノ件」『官報』第一六六七号、明治二年一月三日、一六九〜一七三頁。
- (2) 大江志乃夫『徴兵令』岩波書店、一九八一年。
- (3) 加藤陽子『徴兵制と近代日本一八六八—一九四五』吉川弘文館、一九九六年。
- (4) 松下芳男『明治軍制史論』(改訂版) 国書刊行会、一九七八年、同『徴兵令制定史』(増補版、五月書房、一九八一年)。
- (5) 加藤前掲や、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』(青木書店、一九九四年)など。
- (6) 遠藤前掲。ただし、後に徴兵検査は寄留地にて受検することも可能となっている。
- (7) 池山弘「戦前期に於ける海外渡航を利用した合法的徴兵忌避」『陸軍省統計年報』『徴兵事務摘要』「愛知県庁文書」の分析、「四日市大学論集」第二巻第一号、二〇一九年、一〜四四頁。
- (8) 池山前掲二五頁。
- (9) 小林元裕「日中戦争期華北の日本居留民 居留民組織・団体と徴兵検査を中心に」『新潟国際情報大学 国際学部紀要』第一号、二〇一六年、一〇三〜一一六頁。
- (10) 「北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録ノ一九四〇年」『北支領事館警察署 第二回保安主任会議議事録ノ一九四〇年』JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B10070232800、在外 39、外務省外交史料館。
- (11) 同上、一一四頁。

- (12) 『明治四二年徴兵事務摘要』陸軍省、明治四二年。
- (13) 同上、二八～二九頁。
- (14) 木村健二「朝鮮居留地における日本人の生活態様」『一橋論叢』第一一五巻第二号、一九九六年、三八～四〇二頁。
- (15) 本康宏史「台湾における軍事的統合の諸前提」(台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、二〇一四年)、近藤正己「徴兵令はなぜ海を越えなかつたのか?」(浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、二〇〇四年)など。
- (16) 徴兵令の内地における施行の進展に関しては、松下芳男『徴兵令制定史』(増補版、一九八一年、五月書房)、阿部剛「北海道における『徴兵制の展開』:『国民皆兵』の虚実」(『年報 新人文学』、第六号、二〇〇九年、北海道大学大学院文学研究科、一三三～一六八頁)、近藤健一郎「沖繩における徴兵令施行と教育」(『北海道大学教育学部紀要』第六四巻、一九九四年、九～三五頁)、遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖繩への徴兵制施行」(『北海道教育大学紀要第一部B 社会科学編』第三三巻第二号、一九八三年、一七～三〇頁。のちに同『近代日本軍隊教育史研究』前掲、に所収)などが存在する。
- (17) 明治六年一月太政官布告「徴兵令」(『明治六年 法令全書』内閣官報局、一八八九年、七〇四～七三三頁)。
- (18) 明治一六年太政官布告第四六号「徴兵令改正」『官報』第一五二号、明治一六年二月二八日、一～八頁。
- (19) 「伊豆七島外徴兵令施行の件」『壹大日記』明治一九年九月、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C03030123000、防衛省防衛研究所。
- (20) 足柄県は明治四(一八七一)年の第一次府県統廃合により設置され、明治九(一八七六)年第二次府県統廃合で神奈川県と静岡県に吸収されている。照会にもあるとおり、伊豆七島は静岡県に引き継がれた。
- (21) 「伊豆七島外徴兵令施行の件」
- (22) 「伊豆諸島徴兵の件」『壹大日記』明治二〇年四月、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C0303216900、防衛省防衛研究所。
- (23) 明治二年一月法律第一号「徴兵令改正」『官報』第一六六七号、明治二年一月二三日、一六九～一七三頁。

- (24) 明治二年五月勅令第二七号、「鎮台条例ヲ廃止シ師団司令部条例制定ノ件」、『官報』第一四五九号、明治二年五月一日、一三八頁。
- (25) 明治二年三月法律第一五号、「徴兵令中改正追加ノ件」、『官報』第三五一号、明治二年三月一日、一九三—一九五項。
- (26) 明治三年一月陸軍省令第二九号、「予備、後備下士兵卒北海道ニ兵令未行地転籍者ニ係ル件」、『官報』第二一九〇号、明治三年一月一日、一八九頁。
- (27) 明治二年九月勅令第二二六号、「北海道ニ徴兵令ヲ施行スルノ件」、『官報』第三六七号、明治二年九月二日、二四六頁。
- (28) 「北海道ニ徴兵令ヲ施行スルノ件ヲ定ム」、『公文類聚・第十九編・明治二十八年・第二十三卷・軍事一・陸軍一』第一四文書、国立公文書館。
- (29) 明治三〇年七月勅令第二五七号、「明治二十八年勅令第百二十六號中改正」、『官報』第四三三〇号、明治三〇年八月七日、八一頁。
- (30) 明治三〇年八月勅令第二五八号、「沖縄県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行スルノ件」、『官報』第四三三〇号、明治三〇年八月七日、八一頁。
- (31) この免除規定は、明治三七年二月勅令第四九号、「明治三十年勅令第二百五十八号（沖縄県及小笠原島ニ徴兵令施行）中削除ノ件」、『官報』第六一九四号、明治三七年二月二七日、五四九頁）により削除された。法制度上は明治三七（一九〇四）の廃止であるが、沖縄県宮古教育部会編『宮古島郷土史』（一九三八年）や沖縄県教育委員会編『沖縄県史』第一巻通史編（一九七六年）によれば、明治三五（一九〇二）年の人頭税廃止と同時に徴兵が行われたという。
- (32) 「沖縄県及東京府管下小笠原島ニ徴兵令ヲ施行ス」、『公文類聚・第二十一編・明治三十年・第二十三卷・軍事・陸軍・海軍、学事・学制（小学校）』、『官報』第三五二一号、明治二年三月一日、一九三—一九六頁。
- (33) 明治二年三月法律第一五号、「徴兵令中改正追加ノ件」、『官報』第三五二一号、明治二年三月一日、一九三—一九六頁。

(34) 「清国及朝鮮国ニ在ル本邦人員取調方陸軍省ヨリ依頼ノ件」(『本邦人徴兵関係雑纂ノ徴兵ニ関スル雑ノ部 第一巻』 J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.B07090137600、分類番号5-1-2-0-1-1001、外務省外交史料館)、「軍務局長より清国及朝鮮国に寄留する人員調査の爲め外務省へ照会の件」(『二七 八年戦役日記 甲』明治二十八年一月、J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref. C06021958400、防衛省防衛研究所)。

(35) 明治一九年一月勅令第七五号「警備隊条例」『官報』第一〇二七号、明治一九年二月一日、一丁三頁。

(36) 明治一九年一月閣令第三一一号「対馬国ニ警備隊ヲ置ク」『官報』第一〇二七号、明治一九年二月一日、四頁。

(37) 「警備隊条例ヲ定ム」『公文類聚・第十編・明治十九年・第十三卷・兵制二・陸海軍官制二』第六文書、国立公文書館。

(38) 「徴兵令中ヲ改正追加ス」『公文類聚・第十九編・明治二十八年・第二十三卷・軍事一・陸軍一』第六文書、国立公文書館。

(39) 松下芳男『明治軍制史論 下巻』前掲、四二頁。なお、沖繩警備隊の設置は明治三一(二八九八)年であり、警備隊条例廃止後である。

(40) 「12. 徴兵事務ニ関シ在仁川領事ヨリ伺出ノ件」『本邦人徴兵関係雑纂ノ徴兵法規ノ部 第一巻』、J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref. B07090145100、請求番号5 1 2 0 1 1 2001、外務省外交史料館。

(41) 明治二八年三月法律第一五号「徴兵令中改正追加ノ件」前掲。

(42) 石井領事は徴兵検査規則第二条第六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四に該当する者を挙げている。下記の通りである。

第二条 左ノ疾病畸形ノ者ハ不合格トス

(中略)

六 白痴

七 癲狂

(中略)

- 九 盲
- 十 耳殻若クハ鼻ヲ全欠スルモノ
- 十一 聾
- 十二 啞
- (中略)
- 二十一 拇指若クハ示指若クハ二指以上ヲ失シタルモノ
- (中略)
- 二十三 第一趾ヲ失シタルモノ若クハ三趾以上ヲ失シタルモノ。
- (43) 明治三二年四月勅令第一一三号「徴兵事務条例中改正」『官報』号外、明治三二年四月一日、一〜三頁。
- (44) 「12. 徴兵事務二関シ在仁川領事ヨリ伺出ノ件」前掲。
- (45) 「癩療養所收容患者の徴兵検査に関する件」『臺大日記』明治四三年六月。J A C A R (アジア歴史資料センター) Re f. C O 4 1 4 6 8 7 0 0、防衛省防衛研究所。
- (46) 明治三八年二月府令第九三号「戸口規則」『府報』第一八八七号、明治三八年二月二六日、七四〜八八頁。
- (47) 明治二〇年三月法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」『官報』第三八二三号、明治二九年三月三十一日、四八九〜四九〇頁。
- (48) 内地と外地の戸籍問題に関しては、遠藤正敬『近代日本の植民地統治に於ける國国籍と戸籍』満洲・朝鮮・台湾』(明石書店、二〇一〇年) などがある。
- (49) 「本島在留の徴兵適齡者」『台湾新報』明治二九年二月二四日、第九四号、二面。
- (50) 「郵便電信現業備員帰省ニ関スル件」『台湾總督府公文類纂明治三十六年永久保存第七十六卷』第二二文書、簿冊番号〇〇八七六。
- (51) 「徴兵適齡者調査と寄留」『台湾日日新報』第九八四号、明治三四年八月一三日、二面。
- (52) 「内地人徴兵検査手順」『台湾日日新報』第一〇三六号、明治三四年一〇月一三日、二面。

- (53) 「徴兵検査施行に内決す」、『台湾日日新報』第一〇六八号、明治三十四年二月二日、二面。
- (54) 台湾総督府陸軍幕僚部「陸軍幕僚歴史草案 (明治三十六年之部)」第九卷、一四頁。
- (55) 同上、一五頁。
- (56) 同上、一五、一六頁。
- (57) 「本島に於て徴兵検査を實行せんとす」、『台湾日日新報』第一六一号、明治三十六年九月一日、二面。
- (58) 明治三十六年九月勅令第一五二号「台湾居住者及韓国在留者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」、『官報』第六〇七四号、明治三十六年九月二九日、五二一、五二三頁。
- (59) 明治三十七年一月勅令第一号「明治三十六年勅令第五百十二号中改正ノ件」、『官報』第六一五〇号、明治三十七年一月四日、一頁。
- (60) 「徴兵令違反者処分に関する件」、『永存書類甲輯第四類 大正九年』、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02030959400、防衛省防衛研究所。
- (61) 「朝鮮・臺灣・樺太・関東州及清国に於て徴兵身体検査を受ける者の件」、『永存書類甲輯第一、二類 大正三年』、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C02030685600、防衛省防衛研究所。
- (62) 陸軍省「明治四十一年徴兵事務摘要」一一頁。
- (63) 明治三十九年四月法律第四三号「徴兵令中改正」、『官報』第六八三三三三号、明治三十九年四月一三日、三八五頁。
- (64) 「貴族院徴兵令中改正法律案特別委員會議事速記録第一号」、『貴族院委員會議事速記録』第二三回、貴族院事務局、明治三十九年二月二七日、一頁。
- (65) 「支那在住本邦人ノ徴兵検査地変更方在外公館ヨリ具申ノ件」、『本邦徴兵関係雑纂 徴兵ニ関スル雜ノ部』第一卷、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090137800、外務省外交史料館。なお、件名はアジア歴では「事実方」と表記されているが、「変更方」の誤記とかがえられる。
- (66) 明治三十九年二月勅令第三二八号「台湾、樺太、韓国、清国等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」、『官報』明治三十九年二月二九日、七〇五二号、七九七頁。

- (67) 「台湾、樺太、韓国、清国等二在ル者ノ徴兵身体検査方」『公文類聚・第三十編・明治三十九年・第十四卷・軍事・陸軍』雑載、学事・学制・図書・雑載、産業一・農事。国立公文書館。
- (68) 明治三十九年二月陸軍省令第一六号「明治三十九年勅令第三百十八号ニ依ル徴兵身体検査ニ関スル規程ノ件」『官報』第七〇五二号、明治三十九年二月二十九日、七九九頁。
- (69) 明治九(一八七六)年にウラジオストクに設置された在外公館。当初、ロシア政府はウラジオストクへの領事館の設置を認めなかつたため、商業・貿易に関する事務のみを取り扱う貿易事務官を配置した。
- (70) ヘンリー・ウィラード・デニソン(一八四六—一九一四)、外務省顧問として条約改正、日清日露戦争における外交などに活躍した。
- (71) 「台湾、滿韓樺太に在る者徴兵身体検査の件」明治四〇年乾「貳大日記2月」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C06084276200、防衛省防衛研究所。
- (72) 同上。
- (73) 「樺太在住者の徴兵検査に関する件」『壹大日記 明治四一年二月』、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C04014330800、防衛省防衛研究所。
- (74) 明治三十九年二月陸軍省令四号「明治三十九年陸軍省令第十六号中改正ノ件」『官報』第七三九一号、明治四一年二月九日、三九三頁。
- (75) 明治三十九年二月陸軍省令第二二号「明治三十九年陸軍省令第十六号中改正ノ件」『官報』第七六五二号、明治四一年二月二六日、七一七頁。
- (76) 昭和二年一月勅令第三三〇号「兵役法施行令」『官報』号外、昭和二年一月三〇日、一〇九頁。
- (77) 大正二年八月勅令第二七五号「明治三十九年勅令第三百十八号中改正ノ件」『官報』第三三五号、大正二年八月二八日、五〇五頁。
- (78) 大正二年四月軍令第二号「樺太守備隊司令部条例廃止ノ件」(『官報』第二二七号、大正二年四月二三日、五五五頁)、「明治三十九年勅令第三百十八号(台湾樺太韓国清国等二在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件)中ヲ改正ス」(『公文類聚・

- 第三十七編・大正二年・第十五卷・軍事・陸軍・海軍・学事・学制・産業・農事・工事、第六文書、国立公文書館。
- (79) 大正二年八月陸軍省令第七号「明治三十九年陸軍省令第一六号中改正」『官報』第三二五号、大正二年八月二十八日、五〇五頁。
- (80) 大正七年四月勅令第七七号「明治三十九年勅令第三百十八号台湾樺太韓国清国等二在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件中改正」『官報』第一七一〇号、大正七年四月一八日、四五五頁。
- (81) 大正八年一月陸軍省令第五一号「朝鮮、台湾、樺太及支那等二在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」『官報』第二一九五号、大正八年一月二七日、七二九、七三〇頁。
- (82) 大正一三年五月勅令第一二五号「徴兵令ヲ樺太ニ施行スルノ件」『官報』第三五一九号、大正一三年五月一九日、三三九頁。
- (83) 大正一三年五月勅令第一二七号「明治三十九年勅令第三百十八号朝鮮、台湾、樺太等二在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件中改正ノ件」『官報』第三五一九号、大正一三年五月一九日、三三九、三三〇頁。
- (84) 「徴兵に関する件」『壹大日記 明治二九年三月』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03030967400、防衛省防衛研究所。
- (85) 「台湾総督府付徴兵相当者ノ件伺」『官報』第三八〇六号、明治二九年三月一〇日、一三八頁。
- (86) 「徴兵徴集猶予の件」『壹大日記 明治二九年四月』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03030974900、防衛省防衛研究所。
- (87) 台湾事務局は、総督府と内閣や内地の各省庁との間の事務を管轄する組織で、当初内閣に設置され、拓殖務省設置とともに廃止された。しかし、その後拓殖務省が廃止されたために、その後内務省に再び台湾事務局として設置された。
- (88) 「徴兵適齢者猶予ニ関スル件」『明治二十八年台湾総督府公文類纂永久保存追加第四卷』第三四文書、簿冊番号〇〇〇五四。
- (89) 台湾総督府では当初通訳の事を「通訳官」と呼称していたが、後に「陸軍通訳」と改称し、明治二九(一八九六)年三月末の台湾総督府民政局官制をはじめとする、各官署の官制で、「通訳生」の呼称となった。

- (90) 「總督府所属文官徴兵に関する件」『壹大日記 明治三〇年二月』 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C030310566500、防衛省防衛研究所。
- (91) 「兵役徴集猶予ノ件」『明治三十年台湾總督府公文類纂十五保存第十二卷』簿冊番号〇四五二九、第四文書。
- (92) 講習員は師範学校設立に先立ち暫定的に開設された日本語伝習所において、「各地方の小学校長、若くは教員たるべき者、国語伝習所長若くは教員たるべき者」となることを目指して育成されていた。(台湾教育会『台湾教育沿革誌』、一九三九年、五三五―五三八頁)。
- (93) 「台湾總督府官吏徴集猶予の件」『壹大日記 明治三〇年四月』 JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C03031071900、防衛省防衛研究所。
- (94) 「台湾總督府官吏徴集猶予の件」『壹大日記 明治三〇年五月』 JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C03031073700、防衛省防衛研究所。
- (95) 「台湾總督府官吏徴集猶予の件」『壹大日記 明治三〇年五月』 JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C04013404100、防衛省防衛研究所。
- (96) 明治二年徴兵令第十九条
公権ノ剥奪若クハ停止ヲ付加ス可キ重軽罪ノ為メ訊問若クハ拘留中ノ者ハ徴集ヲ延期ス
- (97) 明治二年徴兵令第二十条
徴集ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ国民兵役ニ服セシム但分家又ハ絶家廢家再興ノ故ヲ以テ本条ニ当ル者其他自活シ能ハサル事故ヲ作為シタル者ハ其願ヲ許可セス
- (98) 官立学校等は具体的には、小学校等を除く官立学校、府県立師範学校、中学校、文部大臣に中学校と同等以上と認められた学校、文部大臣の認可を経た学則により法律学政治学理財学を教える私立学校である。
- (99) 「本府学校教員兵役徴集猶予ノ件」『明治三十一年台湾總督府公文類纂甲種永久第十卷』第二文書、簿冊番号〇〇二四九。

- (100) 同上。
- (101) 同上。
- (102) 明治二八年徴兵令第一三条第三項・第四項
 満十七歳以上二十六歳以下ニシテ官立府県立師範学校ノ卒業証書ヲ所持シ官立公立小学校ノ教職ニ在ル者ハ六週間現役ニ服セシム其服役ニ関スル費用ハ官給トス
 前項ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ国民兵役ニ服セシム
 なお、当初服役期間は六か月であったが、明治二八（一八九五）年一月の改正により、六週間へと短縮され、「六週間現役兵」となった。
- (103) 遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖繩への徴兵制施行」前掲。
- (104) 明治二八年徴兵令第二三条第一項
 第十三条第一項ニ掲グル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ依リ満二十六歳迄徴集ヲ猶予ス
- (105) 明治三二年四月勅令第一一五号「陸軍六週間現役兵条例中改正ノ件」『官報』号外、明治三三年四月一日、一〇三頁。
- (106) 明治三二年五月訓令第一四〇号「台湾陸軍六週間現役兵取扱手続」『総督府報』第五一八号、明治三三年五月二二日、一八頁。
- (107) 同上。
- (108) 「總督府語学校卒業生六週間現役に関する法案の件」『壹大日記』明治三二年一月 JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C04013647500、防衛省防衛研究所。
- (109) 「国語学校土語課卒業生一年志願兵二関スル勅令」『明治三十三年台湾總督府公文類纂追加永久第十三卷』第一〇文書、簿冊番号〇〇五三七。
- (110) 明治二二年徴兵令第一一条
 満十七歳以上満二十六歳以下ニシテ官立学校帝国大学専科及小学校ヲ除ク府県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学
 科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル学則ニ依リ法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒

業証書ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食糧被服装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ志願ニ由リ一箇年陸軍現役ニ服スルコトヲ得但其費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ証アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

前項ノ一年志願兵ハ特別之教育ヲ授ケ現役満期ノ後二箇年間予備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム

(111) 遠藤芳信「戦前日本の中高等教育機関と兵役制度(上)」(北海道教育大学函館人文学会編『人文論及』第四二号、一九八二年。のち同『近代日本軍隊教育史研究』前掲に所収)。

(112) 「国語学校土語課卒業生一年志願兵二関スル勅令」前掲。

(113) 明治三三年勅令第二二四号「陸軍一年志願兵条例中改正」『官報』五〇六六号、明治三三年五月二五日、三五四〜三五五頁。